有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 (第5期) 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

<u>目次</u>

頁

表紙		
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	9
第2	【事業の状況】	10
1	【業績等の概要】	10
2	【生産、受注及び販売の状況】	13
3	【対処すべき課題】	13
4	【事業等のリスク】	14
5	【経営上の重要な契約等】	20
6	【研究開発活動】	20
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
第3	【設備の状況】	23
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	23
2	【道路資産】	25
第 4	【提出会社の状況】	29
1	【株式等の状況】	29
2	【自己株式の取得等の状況】	31
3	【配当政策】	31
4	【株価の推移】	31
5	【役員の状況】	32
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第 5	【経理の状況】	38
1	【連結財務諸表等】	39
((1) 【連結財務諸表】	39
((2) 【その他】	83
2	【財務諸表等】	84
((1) 【財務諸表】	84
((2) 【主な資産及び負債の内容】	112
((3) 【その他】	115
第6	【提出会社の株式事務の概要】	116
第 7	【提出会社の参考情報】	117
1	【提出会社の親会社等の情報】	117
2	【その他の参考情報】	117
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	118
第1	【保証会社情報】	118
第2	【保証会社以外の会社の情報】	118
第3	【指数等の情報】	121
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【事業年度】 第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【英訳名】 Hanshin Expressway Company Limited

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

【電話番号】 06-6252-8121 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 藤井 正和

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

 【電話番号】
 06-6252-8121 (代表)

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 藤井
 正和

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- (1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益(百万円)	105, 147	188, 553	213, 578	222, 419	178, 233
経常利益(百万円)	4, 685	2, 234	3, 894	4, 743	5, 238
当期純利益(百万円)	1, 194	1, 702	2, 934	3, 604	3, 047
純資産額(百万円)	21, 194	22, 897	25, 831	31, 442	34, 389
総資産額(百万円)	173, 132	232, 225	256, 539	272, 374	317, 211
1株当たり純資産額(円)	1, 059. 73	1, 144. 87	1, 291. 58	1, 471. 81	1, 625. 12
1株当たり当期純利益金額 (円)	59.73	85.14	146. 71	180. 24	152. 39
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	_	_		ı	1
自己資本比率(%)	12. 2	9. 9	10. 1	10.8	10. 2
自己資本利益率(%)	5.8	7. 7	12.0	13. 0	9.8
株価収益率(倍)	_	_	_	_	_
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4, 273	△41, 460	△17, 366	△16, 009	△25, 674
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3, 810	△4, 389	△5, 035	△4, 244	△8, 248
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15, 823	44, 689	23, 050	15, 401	42, 137
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	35, 135	33, 973	34, 622	29, 768	37, 983
従業員数(人) [外、平均臨時雇用人員]	845 [110]	849 [256]	1, 122 [356]	2, 326 [1, 008]	1, 903 [1, 427]

- (注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
 - 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 - 5. 純資産額の算定にあたり、第2期連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。
 - 6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益(百万円)	105, 020	187, 718	212, 012	220, 729	176, 520
経常利益(百万円)	4, 655	1, 466	3, 233	3, 730	3, 538
当期純利益(百万円)	1, 179	1, 251	2, 503	3, 117	1, 889
資本金 (百万円)	10,000	10, 000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20, 000
純資産額(百万円)	21, 179	22, 431	24, 934	28, 052	29, 942
総資産額(百万円)	172, 572	230, 644	254, 257	265, 632	309, 703
1株当たり純資産額(円)	1, 058. 98	1, 121. 55	1, 246. 74	1, 402. 60	1, 497. 10
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	_ (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	58. 98	62. 57	125. 19	155. 86	94. 50
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	_	_		-	_
自己資本比率(%)	12.3	9. 7	9.8	10.6	9. 7
自己資本利益率(%)	5. 7	5. 7	10.6	11.8	6. 5
株価収益率 (倍)	_	_	_	_	_
配当性向(%)	_	_	_	_	_
従業員数(人) [外、平均臨時雇用人員]	818 [109]	781 [110]	771 [171]	761 [177]	739 [172]

- (注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
 - 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 - 5. 純資産額の算定にあたり、第2期事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリ
	アに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店
	舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱を株式取得に より連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第 1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田 線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」(以下「協定」と総称しま す。)を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、㈱阪神パトロールを株式取得により 連結子会社化し、阪神高速パトロール㈱に商号変更
平成19年12月	高速道路における料金収受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪㈱(連結子会社)及び阪神高速トール神戸㈱(連結子会社)を設立
平成20年4月	阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発の 株式取得により、㈱高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックス の株式取得により、㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術㈱の㈱ハイウェイ技研(平成21年4月に阪神高速技研㈱に商号変更。)に対する議 決権比率が過半数となったことにより、㈱ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	(㈱高速道路開発が、㈱エイチエイチエスを吸収合併 上記の協定を一部変更
平成22年3月	㈱高速道路開発が、㈱コーベックスを吸収合併

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社7社及び関連会社6社(平成22年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業及びその他の事業の3部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の 種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」(以下「協定」と総称します。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路(注1)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
	(連結子会社) 阪神高速技術㈱、阪神高速技研㈱(注3)
保全点検・維持修繕業務	(持分法適用関連会社) (株情報技術、㈱テクノ阪神、内外構造㈱、㈱ハイウエイ管制 阪神施設工業㈱、阪神施設調査㈱
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱ ㈱高速道路開発(注4)
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール(株)
その他業務(注2)	(連結子会社) 阪神高速サービス㈱

- (注) 1. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域 (大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。) 並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 - 2. 高速道路事業に関する広報及びETC関連事業等であります。
 - 3. 阪神高速技研㈱は、平成21年4月1日に㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。
 - 4. ㈱高速道路開発は、平成22年3月1日に㈱コーベックスと合併しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っており、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

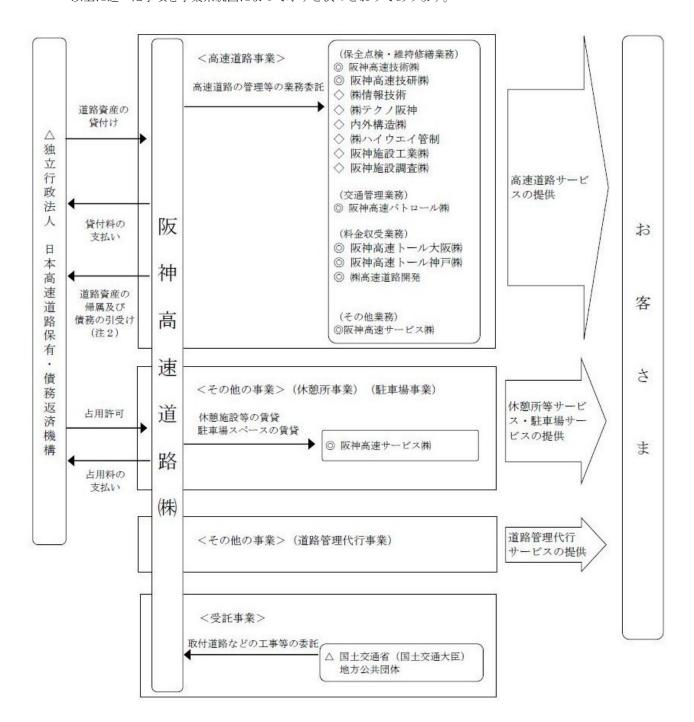
(3) その他の事業

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路管理の代行等に係る事業を行っております。

休憩所等事業については、当社の管理するパーキングエリア (以下「PA」といいます。) のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に店舗部分を賃貸し、同

社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス㈱が営業・管理することにより、運営しております。さらに、道路管理代行事業については、大阪市の大阪港咲洲トンネル等の管理代行を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、◇は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
 - 2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行とは、府・県・市などの道路管理者と会社が協同で事業を実施する仕組みであります。道路管理者による街路事業が概成した後に有料道路事業を導入することにより、地方負担の軽減が図られるとともに、ネットワーク全体を会社が一元的に管理することが可能になります。当社では平成18年度から新たに認められた制度です。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス㈱	大阪市西区	40	高速道路事業その他の事業	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営、並び に、広報業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員2名 当社従業員2名
阪神高速技術㈱	大阪市中央区	20	高速道路事業	100.0	設備の賃貸借 なし 阪神高速道路の保全点検・維持修繕業務 を実施しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速パトロール㈱	大阪市西区	10	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の交通管理業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール大阪㈱	大阪市西区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金収受業務を実施して おります(大阪地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員3名 設備の賃貸借 なし
阪神高速トール神戸㈱	神戸市中央区	50	高速道路事業	100.0	阪神高速道路の料金収受業務を実施して おります(兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
阪神高速技研(株)	大阪市西区	30	高速道路事業	100. 0 (48. 9)	阪神高速道路の調査、設計、積算等業務 を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員1名 当社従業員2名 設備の賃貸借 なし
㈱高速道路開発	大阪市西区	50	高速道路事業	39. 4 (39. 4) [60. 6]	阪神高速道路の料金収受業務に係る人材 派遣業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員1名 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2. 連結子会社のうち、特定子会社に該当するものはありません。
 - 3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 - 4. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。
 - 5. 阪神高速技研㈱は、平成21年4月1日に㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。
 - 6. ㈱高速道路開発は、平成22年3月1日に㈱コーベックスと合併しております。

(2) 持分法適用の関連会社

	1747				
名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内 容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
㈱情報技術	大阪市西区	20	高速道路事業	11. 8 (11. 8) [9. 8]	阪神高速道路のシステムに係る運用管理等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱テクノ阪神	大阪市西区	20	高速道路事業	6. 7 (6. 7) [13. 4]	阪神高速道路の機械設備に係る保全点検・維 持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
内外構造㈱	大阪市中央区	21	高速道路事業	6. 7 (6. 7) [14. 1]	阪神高速道路の構造物に係る保全点検業務を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
㈱ハイウエイ管制	大阪市西区	40	高速道路事業	11.3 (11.3) [8.8]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点 検・維持修繕業務を実施しております(大阪 地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設工業㈱	大阪市港区	36	高速道路事業	4. 7 (4. 7) [15. 5]	阪神高速道路の電気通信設備に係る保全点 検・維持修繕業務を実施しております(兵庫 地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし
阪神施設調査(株)	大阪市西区	20	高速道路事業	10.0 (10.0) [13.3]	阪神高速道路の建物に係る保全点検・維持修 繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

⁽注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

^{2.} 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合で内数であります。

^{3.} 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1, 687
受託事業	[1, 380]
その他の事業	29 [8]
全社 (共通)	187 [39]
計	1, 903 [1, 427]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
 - 3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ423名減少し、同時に臨時従業員数が419名増加しておりますが、これは主として当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱の従業員数及び臨時従業員数に係る定義を変更したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
739	42.4	16. 5	8, 271, 274
[172]	42.4	10. 5	0, 211, 214

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年秋以降の世界的な金融危機に伴う急速な景気悪化後、物価が緩やかなデフレ状況にある中で、年度後半からは景気が持ち直してきてはいるものの、依然として失業率が高水準にあるなど厳しい状況が続きました。

また、関西経済についても、アジア向け中心の輸出増加、倒産件数の鎮静化など持ち直しの動きがみられるものの、先行きの不透明感は払拭できておらず、特に雇用面において厳しさを残しました。

このような経営環境の下、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の管理等に携わる当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、引き続き着実な事業の展開に努めました。

高速道路事業におきましては、土曜・休日割引等の料金引下げ等の料金施策のほか、フレッシュアップ工事の実施や交通安全対策、不正通行対策等に積極的に取り組むとともに、ネットワーク機能充実のため、大阪、兵庫、京都の各地区において建設中路線等の着実な整備推進に努めました。

その他の事業におきましても、大阪港咲洲トンネル等の道路管理代行事業を当連結会計年度から開始したほか、 引き続き、休憩所等事業、駐車場事業等についても着実に展開しました。

企業運営に関しましては、阪神高速技研株式会社が当社グループの一員として新たに事業を開始し、また、グループ経営戦略の検討体制を発足させるなど、グループ全体での業務の効率化や経営基盤の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は178,233百万円(前年同期比19.9%減)、営業利益は4,377百万円(同18.5%増)、経常利益は5,238百万円(同10.4%増)、当期純利益は3,047百万円(同15.5%減)となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業につきましては、国の経済対策や高速道路ネットワークの有効活用の方針等を踏まえ、料金施策として、土曜・休日割引等の料金引下げを実施したほか、3号神戸線等の沿道環境改善を目指し5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシングの試行において、割引率と対象区間を平成21年4月から、対象車種を平成22年3月からそれぞれ拡充しました。また、利用促進の取組みとして、企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス」や旅行会社とのタイアップ商品等を発売しました。

これらの施策に加え、年度後半の景気持ち直し等により第4四半期から交通量は回復の兆しが見られ、特に大型車交通量の回復傾向は明るい材料ではあるものの、年度前半の低迷が響き、当連結会計年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日当たり約86万台(前年同期比1.1%減)となりました。料金収入は料金引下げによる影響もあり154,230百万円(同9.5%減)となりました。

ETCに関しましては、これまでの普及促進策の積み重ね等により、平成22年2月にはETC日別利用率が過去最高の85.7%を記録しました。

また、安全・安心・快適な道路サービスを提供し続けるため、3号神戸線及び16号大阪港線においてフレッシュアップ工事を実施したほか、「交通安全対策アクションプログラム」による交通事故1000件減(平成17年度比)の目標を達成した交通安全対策、不正通行・軸重違反車両対策、よりわかりやすい標識への改善、「ecoなパーキング」をテーマとして中島パーキングエリアをリニューアルするなどの取組みを着実に推進しました。

建設中路線等に関しましては、平成22年度中の完成を目指す神戸市道高速道路2号線(31号神戸山手線)、京都市道高速道路1号線・2号線(8号京都線(斜久世橋区間))を始め各地区において整備促進に努め、概ね順調に進捗しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は、166,673百万円(前年同期比21.9%減)となりました。

一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料(注)支払いや管理費用等により、162,826百万円(前年同期比22.5%減)となり、営業利益は3,846百万円(同15.1%増)となりました。

(注) 「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を下回ったことに伴い13,598百万円減額されました。

(受託事業)

受託事業につきましては、京都市道高速道路2号線に係る工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託し、営業収益は9,379百万円(前年同期比26.6%増)となりました。営業費用は9,308百万

円(前年同期比22.0%増)となり、営業利益は71百万円(前年同期は営業損失221百万円)となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路管理の代行等に係る事業を展開しました。

休憩施設でのサービス向上、駐車場施設の新規開設等増収に取り組むとともに、新たに道路管理代行事業を開始しました。その結果、その他の事業の営業収益は2,190百万円(前年同期比41.7%増)、営業費用は1,730百万円(同78.5%増)となり、営業利益は459百万円(同20.3%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益5,282百万円に加えて減価償却費7,165百万円、減損損失250百万円、売上債権の減少1,633百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加36,825百万円、仕入債務の減少189百万円、利息の支払額1,443百万円及び法人税等の支払額1,913百万円があったことにより、25,674百万円(前年同期比9,664百万円の増加)の資金流出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、残地等の売却に伴う固定資産の売却による収入1,974百万円等があったものの、主として料金収受機械及びETC装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出10,319百万円があったことにより、8,248百万円(前年同期比4,003百万円の増加)の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出10,682百万円などがあったものの、金融機関等からの長期借入れによる収入18,340百万円及び道路建設関係社債発行による収入28,479百万円の資金調達を実施したことにより、42,137百万円(前年同期比26,736百万円の増加)の資金流入となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に連結損益計算書に計上される営業収益(道路資産完成高)は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることになります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益(道路資産完成高)は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、37,983百万円(前年同期比8,214百万円の増加)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					
区分	金額 (百万円)					
I 営業収益						
1. 料金収入	154, 230					
2. 道路資産完成高	7,018					
3. その他の売上高	4, 657	165, 906				
Ⅱ 営業外収益						
1. 受取利息	5					
2. 有価証券利息	19					
3. 受取配当金	88					
4. 違約金収入	21					
5. 土地物件貸付料	42					
6. 寄付金収入	18					
7. 原因者負担収入	13					
8. 雑収入	24	232				
Ⅲ 特別利益						
1. 固定資産売却益	0					
2. 回数券払戻引当金戻入額	241	242				
高速道路事業営業収益等合計		166, 381				

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注 規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、将来の方向付けとして概ね10年後のありたい姿と施策等をとりまとめた「阪神高速ビジョン2020」を 平成22年4月に公表しました。「中期経営計画(平成18年度~平成22年度)」の最終年度に当たる平成22年度は、計 画達成に向けて引き続き取組みを進めるとともに、次の計画を策定すべく新たな目標、施策等をとりまとめ、「先進 の道路サービスへ」という企業理念の下、ビジョンの実現等に向けて取り組んでいきます。

また、当連結会計年度第4四半期からは交通量に回復の兆しが見られるものの、平成22年度も引き続き厳しい経営 状況が予想されることから、グループ一体となってコスト管理を徹底するとともに、より利用しやすい高速道路を実 現するため、交通安全対策や渋滞対策等の一層の取組みを進め、また、新たな料金の円滑な導入を目指して、経営基 盤の安定化に努めていきます。

具体的な取組みの内容は、次のとおりです。

<関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

大阪地区におきましては、都市再生環状道路を形成する淀川左岸線及び大和川線並びに守口ジャンクション(仮称)・松原ジャンクションについて、工程と事業費の厳正な管理を徹底し、着実に整備します。

兵庫地区におきましては、神戸市道高速道路 2 号線(31号神戸山手線)の平成22年度中の完成を確実なものにし、できるだけ早期の供用開始を目指します。

京都地区におきましても、京都市道高速道路1号線・2号線(8号京都線(斜久世橋区間))の平成22年度末の 完成を目指し、京都市と協力して事業を推進します。

さらに、信濃橋渡り線(仮称)の事業着手及び大阪湾岸道路(西伸部)の事業化等に向けて取り組んでいきます。

<企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、案内標識の改善など引き続きお客さまの立場に立ったCS推進に取り組むとともに、ソフト・ハード両面からの交通安全対策を推進し、併せて、ITS技術を活用した安全対策や高度な情報提供等についても検討を進めます。

また、道路構造物について、長期的な維持管理のガイドラインを策定し、予防保全技術の開発や構造改良により、損傷を抑制して長寿命化を図るとともに、適正な管理水準を確保しつつコスト縮減に努めます。

さらに、バランスのとれた利用しやすい料金制を目指し、関係機関との調整を図りつつ、新たな料金の導入を進めます。

<その他の事業の展開>

ETC活用事業「まちかど e サービス」については、事業会社とともに本格的な事業展開をスタートします。 また、当社グループ全体で関連事業・新規事業の拡充を図るため、経営資源の活用等により新たな事業展開を目指し、事業創出に向けた取組みを進めます。

さらに、道路管理代行事業については、大阪港咲洲トンネル及び夢咲トンネルでの実績を活かし、新たに事業を 獲得できるよう事業モデルの構築を行います。

<環境・景観面の取組み>

地球温暖化防止、循環型社会の実現、生活・自然環境の保全と改善への取組み等について、目標を設定し、その実現に向けた施策を明確にすること等を内容とする「環境大綱(仮称)」をとりまとめ、当社グループ全体として、社会の持続的発展に向けた環境への取組みを更に進めます。

また、景観面でも地域活性化などに資する修景プロジェクト等に引き続き取り組み、美しい都市景観の形成に寄与できるよう努めます。

さらに、湾岸線において実施中の環境ロードプライシングの拡充策について成果が得られるよう、事業者への協力 要請等を行います。

<持続発展可能な企業としての取組み>

当社グループ全体の総合経営力を強化し企業価値の最大化を図るため、グループ経営の最適化に向けた具体的取組

みを進め、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、業務の円滑化・適正化、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めます。

また、アジア各国の道路管理者等との連携など国際的な技術協力等にも積極的に取り組むほか、地域との連携・協力に関する多様な取組みを実施します。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)及び民営化関係法施行法(以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。)の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、国土 交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画 (第10条)

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金 (第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を 受けなければなりません。

g 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土 交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a調査への協力(第7条)

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表 を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ)政府の財政支援

- a 政府(当社、首都高速道路㈱、及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体)は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません(第3条第1項)。
- b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます(附則第3条)。
- (工)特例措置(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける 権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)第2条第1項に規定する道路を意味します。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

- (ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項
 - a 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b供用約款(第6条)

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を 受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止 (第21条)

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 車両の通行方法の定め(第24条)

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通 行方法を定めることができます。 e 他人の土地の立入り、一時使用等(第44条)

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属 (第51条)

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eにより あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前において は、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に 帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定め たときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧 に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速 道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等(第4条)

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b 供用約款の掲示(第7条)

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行(第9条)

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。)に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準 (第23条)

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速 道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うもの であること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e 公告 (第22条、第24条、第25条)

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金(第26条、第42条)

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査(第27条)

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。) に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督 (第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な 勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。 当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道 路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高 速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです(第1条)。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行(平成17年10月1日)後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1.民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d料金の額等の基準 (第23条)」をご参照下さい。)、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(修繕に係る工事

は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用及び災害復旧に要すると 見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様 の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変 更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災 害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。 かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どお りに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定(前記「1.民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属(第51条)a」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその 資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動 向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グル ープの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

<u>7.季節性</u>

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他 方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にありま す。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、休憩所等事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、ETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、PA、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、回数通行券は、偽造券流通の社会問題化により平成17年8月1日をもってその利用が終了しており、当社グループでは、販売済み回数通行券の払戻しのため回数通行券払戻引当金を計上しておりますが、当社の想定している金額を超えた払戻し額となった場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規程に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定(「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」)を平成18年3月31日付で締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。)が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入(以下「計画収入」といいます。)に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては民営化関係法施行法第24条第1項の規定により策定された暫定協定(以下「暫定協定」といいます。)に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の 利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実 績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述の通り、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、 かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と 機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があり、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及

び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比19.9%減の178,233百万円となりました。高速道路事業については、年度前半の景気の低迷による通行台数の減少に加え料金引き下げによる影響もあり、料金収入は154,230百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高7,018百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は166,673百万円となり、受託事業については、京都市道高速道路2号線に係る工事受託等により、9,379百万円、その他の事業については、2,190百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比20.5%減の173,855百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い113,711百万円、道路資産完成原価7,018百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費42,096百万円等による高速道路事業営業費用162,826百万円、受託事業における受託事業営業費用9,308百万円、その他の事業の営業費用1,730百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、前年同期比18.5%増の4,377百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、寄付金収入252百万円、負ののれん償却額346百万円等により1,074百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、長期借入金等の支払利息155百万円等による213百万円となりました。 これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比10.4%増の5,238百万円 となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、回数券払戻引当金の見直しによる戻入額241百万円等の計上により470百万円、特別損失は休憩所施設等の減損損失250百万円等の計上により426百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比1.2%増の5,282百万円となりました。

⑤ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税等2,096百万円、少数株主利益138百万円を計上した結果、前年同期比15.5%減の3,047百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(政府保証債及び普通社債)の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額7,027百万円の設備投資を行いました。 高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収売機械及びFTC設備等に総額5,660万円

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額5,660百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に休憩所の改修等に総額439百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に社屋の改修等に総額928百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失250百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載 のとおりであります。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成22年3月31日

	事業の種類別		帳簿価額(百万円)						
事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	ソフト ウェア	その他	合計	従業 員数 (人)
中島集約料金所他 139箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路事業	料金徴収施設等	13, 170	25, 101	— (—)	249	88	38, 610	
朝潮橋 P A 他 5 箇所 (大阪市港区他)	その他の事業	休憩施設	13	_	0 (0) [0]	_	0	13	
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他の事業	賃貸用 敷地等	8	0	1, 321 (10)	2	0	1, 332	739 <172>
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市中央区他)	全社	本社、管 理部庁舎 及び社宅 等	3, 448	2	3, 792 (60) [0]	932	262	8, 437	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。
 - 2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は341百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。
 - 3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は163百万円であります。なお、占用している土地の面積については、290千㎡であります。
 - 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 5. 上記の他、主なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は、18百万円であります。

- 6. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きしております。
- 7. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成22年3月31日

				帳簿価額(百万円)							
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの	" "	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース	ソフト ウェア	その他	合計	従業員数 (人)
阪神高速サービス㈱	本店・神戸支店 (大阪市西区・ 神戸市中央区)	高速道路事業その他の事業	駐車場設備等	428	_	(-)	23	51	14	517	41 <23>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	車両等	96	0	(-)	510	83	72	763	130 <137>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	5	0	(-)	_	0	2	7	241 <38>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	19	13	(-)	_	0	26	60	496 <566>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	13	3	(-)	_	10	5	32	208 <406>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	13	0	(-)	10	6	16	48	39 <51>
㈱高速道路開発	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	18	5	0 (0)	_	3	6	33	9 <34>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。
 - 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きしております。
 - 4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び改修計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

△ 44 Ø		事業の種類別		投資予定金額			着手及び完了予定	
会社名 事業所名 所在地	セグメントの 名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完了	
当社 営業中の料金所 他	京都市伏見区他	高速道路事業	料金徴収施設等	6, 912	_	借入金及び 自己資金	平成22年4月	平成23年3月
当社 泉大津PA 他	泉大津市	その他の事業	休憩施設等	382	_	自己資金	平成22年4月	平成23年3月

⁽注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額43,440百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額7,018百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路	各線・区間等	帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
	修繕	平成21年6月	1,774
		平成21年9月	771
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	神戸市長田区南駒栄町~ 同市同区蓮池町(新設)	平成21年9月	84
	修繕	平成21年12月	1, 181
		平成22年3月	3, 181
		平成21年6月	1
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成21年9月	3
		平成22年3月	19
	合計		7, 018

⁽注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

^{2.} 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている 借受道路資産であります。

平成22年3月31日

		区分	年間賃借料(百万円)(注)
		大阪府道高速大阪池田線	
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
	阪神圏	大阪市道高速道路森小路線	
		大阪市道高速道路西大阪線	113, 711
地域路線網		大阪市道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速大阪池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
		神戸市道高速道路湾岸線	
	京都圏	京都市道高速道路 1 号線	0
	水砂色	京都市道高速道路2号線	0
合計			113, 711

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
 - 2. また、これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、地域路線網(阪神圏・京都圏)の年間賃借料が、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて、11,679百万円(阪神圏)及び1,919百万円(京都圏)減算されております。
 - 3. 当連結会計年度末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
 - 4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

	建設予	定金額	着手及び完了予定		
路線	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)	
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町~大阪府松原 市三宅西7丁目)	239, 391	50, 943 [<i>-</i>]	平成11年10月	平成27年3月	
大阪府道高速大和川線 (大阪府松原市三宅西7丁目~同市 三宅中8丁目)	1, 655	20 [-]	平成24年4月	平成25年3月	
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区島屋2丁目~同市同 区高見1丁目)	138, 102	41, 909 [-]	昭和63年2月	平成25年 3 月	
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見1丁目~同市北 区豊崎6丁目)	8, 541	59 [-]	昭和63年2月	平成33年3月	
神戸市道高速道路2号線 (神戸市長田区南駒栄町~同市同区 蓮池町)	65, 155	49, 250 [84]	平成3年12月	平成23年 3 月	
京都市道高速道路1号線 (京都市山科区西野山桜ノ馬場町〜 同市伏見区深草中川原町)	33, 718	777 [29, 337]	平成7年3月	平成23年 3 月	
京都市道高速道路1号線 京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区深草中川原町~同市 同区竹田向代町川町)	5, 142	2, 794 [-]	平成12月1月	平成23年3月	
京都市道高速道路2号線 (京都市伏見区竹田向代町川町~同 市同区向島大黒)	24, 022	270 [22, 277]	平成12年 1 月	平成23年 3 月	
大阪府道高速大阪守口線 (改築:守口ジャンクション) (大阪府守口市大日町付近)	9, 268	1, 798 [-]	平成19年4月	平成26年3月	
大阪府道高速大阪松原線 (改築:松原ジャンクション改良) (大阪府松原市大堀付近)	9, 136	259 [-]	平成19年4月	平成27年 3 月	
大阪地区 (改築:防災安全対策等)	31, 778	16, 930 [—]	平成18年4月	平成24年 3 月	
兵庫地区 (改築:防災安全対策等)	15, 477	10, 800 [-]	平成18年4月	平成24年 3 月	

- (注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
 - 2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
 - 3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。
 - 4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。

- 5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
- 6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の2連結会計年度において19,362百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で3,034百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	80, 000, 000
計	80, 000, 000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20, 000, 000	20, 000, 000	非上場	株主としての権利内 容に制限のない標準 となる株式であり、 単元株式数は100株 であります。
計	20, 000, 000	20,000,000	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20, 000, 000	20, 000, 000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6)【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								
	政府及び地 方公共団体 金融機	◇ 基本	金融商品取	その他の法	外国法人等		個人その他	計	単元未満株 式の状況 (株)
		並開放判	引業者	人	個人以外	個人		百日	(12K)
株主数 (人)	7	_	_	_	_	_	_	7	-
所有株式数 (単元)	199, 995	_	_	_	_	_	_	199, 995	500
所有株式数の 割合(%)	100. 0	_	_	_	_	_	_	100.0	_

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9, 999, 996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2, 876, 722	14. 4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2, 876, 722	14. 4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1, 827, 287	9. 1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1, 827, 287	9. 1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	295, 993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488番地	295, 993	1.5
計	_	20, 000, 000	100.0

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	-
議決権制限株式(その他)	_	_	-
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 199, 999, 500	199, 995	株主としての権利内容に 制限のない標準となる株 式
単元未満株式	普通株式 500	_	1単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数	20, 000, 000	_	_
総株主の議決権	_	199, 995	_

- ②【自己株式等】 該当事項はありません。
- (9) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては将来の機構への賃借料の支払いリスクに対応するために、高速道路事業以外の事業につきましては、新規事業への投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役会長兼社長	_	大橋 光博	昭和17年8月16日生	昭和42年4月 日本銀行入行 平成7年2月 同銀行審議役 平成7年11月 (株)西京銀行代表取締役専務 平成8年6月 同銀行代表取締役副頭取 平成9年6月 同銀行代表取締役頭取 平成18年10月 (株)MRI代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現在)	(注3)	_
常務取締役	執行役員 (総務人事部、営 業部、保全交通 部、東京事務 所、管理部 門)担当)	伊丹 二郎	昭和19年1月10日生	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成11年5月 同公団人事部長 平成13年6月 (財) 阪神高速道路管理技術センター常務理事 平成14年6月 (社) 阪神有料道路サービス協会常務理事 平成15年6月 (財) 阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 当社常務取締役(現在) 平成18年6月 阪神高速サービス(株) 取締役(現在) 平成19年4月 阪神高速パトロール(株) 取締役(現在) 平成19年12月 阪神高速トール大阪(株) 取締役(現在) 平成19年12月 阪神高速トール神戸(株) 取締役(現在)	(注3)	_
常務取締役	執行役員 (技術部、建設事 業本部、事業部 (建設部門)担 当)	南部隆秋	昭和23年10月23日生	昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成13年7月 国土交通省道路局国道課長 平成15年1月 同省四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年9月 国土交通省大臣官房付 平成17年10月 当社常務取締役(現在)	(注3)	_
常務取締役	執行役員 (経営企画部、事 業開発室、ET C活用事業推進 室、管理事務所 担当)	幸和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成15年5月 同公団工務部長 平成16年6月 同公団審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス (株) 取締役 (現在) 平成18年6月 阪神高速技術 (株) 取締役 (現在) 平成18年6月 医神高速技術 (株) 取締役 (現在) 平成18年6月 当社常務取締役 (現在) 平成1年4月 阪神高速技研 (株) 取締役 (現在)	(注3)	_
常務取締役	執行役員 (計画部担当)	川本 清	昭和25年1月5日生	昭和49年4月 大阪市入庁 平成12年4月 同市港湾局副理事(大阪港埠頭 公社出向) 平成16年4月 同市港湾局企画振興部長 平成17年4月 同市港湾局計画整備部長 平成19年4月 同市港湾局長 平成22年6月 当社常務取締役(現在)	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	_	丸岡 耕平	昭和24年3月8日生	昭和46年4月 大阪府入庁 平成14年4月 同府交通道路室長 平成15年4月 同府土木部技監 平成17年4月 同府土木部長 平成18年4月 同府都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 当社常務取締役 平成22年6月 同 常勤監査役 (現在)	(注4)	_
監査役 (非常勤)	_	楠 守雄	昭和21年11月4日生	昭和45年4月 (株) 神戸銀行入行 平成16年4月 (株) 三井住友銀行専務取締役 兼専務執行役員 平成17年6月 (株) 三井住友フィナンシャル グループ取締役副社長 平成18年6月 同社常任監査役 (株) 三井住友銀行非常勤監査 役 平成19年6月 神戸土地建物 (株) 代表取締役 社長 (現在) 平成22年6月 当社監査役 (現在)	(注4)	
監査役 (非常勤)	-	福田 博	昭和24年9月14日生	昭和49年4月 警察庁入庁 平成11年7月 同庁情報通信局情報通信企画課長 平成12年8月 岡山県警察本部長 平成14年8月 公安調査庁調査第一部長 平成16年8月 警察庁中国管区警察局長 平成17年10月 当社常勤監査役 平成22年6月 同 監査役(現在)	(注4)	-
#H						

- (注) 1. 監査役楠 守雄及び監査役福田 博は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 上記4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

執行役員 浅野 博司 経理部、監査室担当

執行役員 山崎 昌二 環境景観室、情報システム部担当

執行役員 大井 健一郎 償還計画担当

- 3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4. 平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5. 平成22年7月1日付で次の役職の異動を予定しております。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名
常務取締役	執行役員 (総務人事部、東京事務 所担当)	常務取締役	執行役員 (総務人事部、営業部、 保全交通部、東京事務 所、管理部、事業部 (管理部門)担当)	伊丹 二郎
常務取締役	執行役員 (経営企画部、事業開発 室担当)	常務取締役	執行役員 (経営企画部、事業開発 室、ETC活用事業推 進室、管理事務所担当)	幸和範

新任

職名	氏名	
執行役員	南荘 淳	
(営業部、保全交通部、管理部、事業部(管理部門)担当)		

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】
- (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役5名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員(うち4名は取締役が兼務)を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に務めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会 規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行う とともに、監査実施状況の報告等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本的な考え方として、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」を定め、この体制に掲げる内部統制システムを整備し、運用しております。

(a) コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図っております。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進めております。

(b) 個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びETCシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図っております。

(c) 公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図っております。

(d) 内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に 関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図っております。

(e) 文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、ETCシステムのセキュリティに関する体制を含む。)の運用を通じて、適切な情報の保存、管理等の推進を図っております。

(f) リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用しております。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画 (BCP)及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組み を進めております。

(g) 取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理しております。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実で効率的な業務推進を図っております。

(h) 子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等(監査室による監査を含む。)の体制管理 の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図っております。

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させております。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとしております。

(i) 監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議、重要案件会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保しております。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施しております。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、5名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施して おります。監査結果は社長まで報告されます。

監査役は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けて、4名のスタッフを置いております。監査役スタッフについては、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を随時に報告することとしております。

④ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 阿部 修二	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 林 由佳	新日本有限責任監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
 - 2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士6名及びその他9名で構成されております。
- ⑤ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について 当社の社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬に対する報酬

	年間報酬総額 (千円)
取締役(6名)	123, 621
監査役(3名)	30, 994
(うち社外監査役(3名))	(30, 994)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。
 - 3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額11百万円を含めております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい重要なリスクのマネジメントについては、重要経営課題と位置づけ取り組んでおります。

具体的には、当社を取り巻く各種リスクについて体系的に評価し、その上で経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するため、リスク対策状況についてモニタリングを行う「リスクマネジメント体制」を構築するとともに、リスクに対する社員の啓発・教育活動を実施しています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

当社グループ会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

- ① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。
- ② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	<u> </u>			
	前連結会計年度		当連結会計年度	
区分	監査証明業務に基づく 報酬 (千円)	非監査業務に基づく報 酬 (千円)	監査証明業務に基づく 報酬 (千円)	非監査業務に基づく報 酬 (千円)
提出会社	44, 300	_	39, 835	_
連結子会社	_	_	_	_
計	44, 300	_	39, 835	_

②【その他重要な報酬の内容】 該当事項はありません。

- ③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。
- ④【監査報酬の決定方針】 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」といいます。)に準拠し、「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65 号)に準じて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29, 890	11, 694
未収入金	29, 809	25, 786
未収還付法人税等	60	
未収消費税等	131	488
有価証券	200	27, 23
仕掛道路資産	145, 591	182, 39
原材料及び貯蔵品	179	199
受託業務前払金	11, 097	14, 089
繰延税金資産	286	41
その他	467	2, 06
貸倒引当金	△77	\triangle
流動資産合計	217, 637	264, 360
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20, 899	22,00
減価償却累計額	△3, 540	$\triangle 4,76$
建物及び構築物(純額)	17, 359	17, 23
機械装置及び運搬具	35, 888	39, 32
減価償却累計額	△10, 411	△14, 19
機械装置及び運搬具(純額)	25, 477	25, 12
土地	5, 132	5, 11
リース資産	343	66
減価償却累計額	△39	△11
リース資産 (純額)	304	54
建設仮勘定	1, 203	97
その他	691	91
減価償却累計額	△314	$\triangle 42$
その他(純額)	376	48
有形固定資産合計	49, 853	49, 48
無形固定資産	10,000	10, 10
ソフトウエア	2, 224	1, 34
その他	30	1, 01
無形固定資産合計	2, 254	1, 34
投資その他の資産		2, 01
投資有価証券	^{*1} 1,659	*1 86
繰延税金資産	218	31
その他	796	94
貸倒引当金	△45	∆11
投資その他の資産合計	2,628	2, 01
固定資産合計	54, 736	52, 845
資産合計	*2 272, 374	*2 317, 21

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	23, 579	21, 747
短期借入金	-	6, 150
1年以内返済予定長期借入金	3, 677	29, 598
リース債務	51	99
未払法人税等	1, 797	2, 170
未払消費税等	318	104
受託業務前受金	12, 364	14, 213
前受金	1, 098	684
賞与引当金	1, 239	1, 214
回数券払戻引当金	684	422
その他	^{*4} 1, 134	^{**4} 978
流動負債合計	45, 946	77, 384
固定負債		
道路建設関係社債	*2 66, 784	^{*2} 95, 289
道路建設関係長期借入金	97, 651	83, 066
長期借入金	9, 544	5, 866
リース債務	253	445
繰延税金負債	111	107
退職給付引当金	17, 423	17, 793
役員退職慰労引当金	70	97
ETCマイレージサービス引当金	771	685
負ののれん	1, 504	1, 301
その他	871	785
固定負債合計	194, 985	205, 438
負債合計	240, 932	282, 822
純資産の部		<u> </u>
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10, 000
利益剰余金	9, 436	12, 484
株主資本合計	29, 436	32, 484
評価・換算差額等	<u> </u>	•
その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$	18
評価・換算差額等合計	<u></u>	18
少数株主持分		
純資産合計	2,006	1,886
	31, 442	34, 389
負債・純資産合計	272, 374	317, 211

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	222, 419	178, 233
営業費用		
道路資産賃借料	131, 399	113, 711
高速道路等事業管理費及び売上原価	80, 939	53, 904
販売費及び一般管理費	*1 6,385	^{*1} 6, 239
営業費用合計	218, 724	173, 855
営業利益	3, 695	4, 377
営業外収益		
受取利息	74	39
受取配当金	10	4
違約金収入	69	26
土地物件貸付料	48	44
寄付金収入	686	252
原因者負担収入	10	13
保険解約返戻金	144	136
負ののれん償却額	241	346
持分法による投資利益	_	57
その他	123	154
営業外収益合計	1, 410	1, 074
営業外費用		
支払利息	155	155
偽造ハイウェイカード損失	2	2
寄付金	143	-
その他	60	56
営業外費用合計	362	213
経常利益	4, 743	5, 238
特別利益		
固定資産売却益	*2 162	* 2 1
投資有価証券売却益	0	4
投資有価証券償還益	18	_
回数券払戻引当金戻入額	838	241
免税事業者消費税等		223
特別利益合計	1,019	470

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	*3 0	* 3 104
固定資産除却費	×4 56	** 4 49
投資有価証券評価損	54	10
投資有価証券売却損	_	10
デリバティブ評価損	153	_
減損損失	^{*5} 280	^{*5} 250
特別損失合計	544	426
税金等調整前当期純利益	5, 218	5, 282
法人税、住民税及び事業税	1, 523	2, 264
過年度法人税等	317	57
法人税等調整額	△187	$\triangle 225$
法人税等合計	1,653	2, 096
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△39	138
当期純利益	3, 604	3, 047

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計	_	_
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
前期末残高	10,000	10,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
前期末残高	5, 831	9, 436
当期変動額		
当期純利益	3, 604	3, 047
当期変動額合計	3, 604	3, 047
当期末残高	9, 436	12, 484
株主資本合計		
前期末残高	25, 831	29, 436
当期変動額		
当期純利益	3, 604	3, 047
当期変動額合計	3,604	3, 047
当期末残高	29, 436	32, 484
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	_	$\triangle 0$
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	18
当期変動額合計	$\triangle 0$	18
当期末残高	$\triangle 0$	18
評価・換算差額等合計		
前期末残高	_	$\triangle 0$
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	$\triangle 0$	18
当期変動額合計	$\triangle 0$	18
当期末残高	△0	18

		(十四・口/3/17/
	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
少数株主持分		
前期末残高	_	2,006
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,006	△119
当期変動額合計	2,006	△119
当期末残高	2,006	1,886
純資産合計		
前期末残高	25, 831	31, 442
当期変動額		
当期純利益	3, 604	3, 047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,005	△100
当期変動額合計	5, 610	2, 946
当期末残高	31, 442	34, 389
	-	

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5, 218	5, 282
減価償却費	6, 179	7, 165
減損損失	280	250
負ののれん償却額	$\triangle 241$	△346
貸倒引当金の増減額(△は減少)	47	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△83	362
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△8	27
賞与引当金の増減額(△は減少)	249	△24
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△871	△262
ETCマイレージサービス引当金の増減額(△は減 少)	52	△86
受取利息	$\triangle 74$	△39
受取配当金	△10	$\triangle 4$
支払利息	155	155
固定資産売却損益(△は益)	△161	103
固定資産除却費	56	49
投資有価証券評価損益(△は益)	54	10
投資有価証券売却損益(△は益)	$\triangle 0$	6
投資有価証券償還損益(△は益)	△18	_
デリバティブ評価損益 (△は益)	153	_
持分法による投資損益(△は益)	-	△57
売上債権の増減額(△は増加)	△9, 334	1, 633
たな卸資産の増減額 (△は増加)	*4 \triangle 7, 347	^{**4} △36, 825
仕入債務の増減額(△は減少)	△8, 314	△189
未払又は未収消費税等の増減額	12	△570
その他	880	995
小計	△13, 129	△22, 359
利息及び配当金の受取額	88	42
利息の支払額	△1, 350	△1, 443
法人税等の支払額	△1,618	△1, 913
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16, 009	△25, 674

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△6, 420	△10, 319
固定資産の売却による収入	711	1, 974
固定資産の除却による支出	$\triangle 33$	△38
投資有価証券の取得による支出	△864	△40
投資有価証券の売却による収入	112	91
有価証券の償還による収入	_	100
投資有価証券の償還による収入	800	_
定期預金の預入による支出	△100	△100
定期預金の払戻による収入	256	210
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	^{*2} 1,065	_
子会社株式の取得による支出	△8	△134
事業譲受による収入	**3 250	7
事業譲受による支出	* ³ △13	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 4,244$	△8, 248
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	_	6, 150
長期借入れによる収入	34, 400	18, 340
長期借入金の返済による支出	^{**4} △41, 431	³ ⁴ △10, 682
道路建設関係社債発行による収入	22, 543	28, 479
リース債務の返済による支出	△37	△78
少数株主への配当金の支払額	△5	$\triangle 1$
その他	△68	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー	15, 401	42, 137
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4, 853	8, 214
現金及び現金同等物の期首残高	34, 622	29, 768
現金及び現金同等物の期末残高	^{*1} 29, 768	* ¹ 37, 983

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9 社

連結子会社の名称

阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ ㈱ハイウェイ技研 ㈱エイチエイチエス ㈱高速道路開発

㈱コーベックス

なお、㈱エイチエイチエス、㈱高速道路開発及び㈱コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。ただし、㈱エイチエイチエスについては、平成21年3月1日付で㈱高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。

また、㈱ハイウェイ技研は、当連結会計年度中に株式取得により支配権を獲得したため、当連結会計年度 末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

㈱サナウィン

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う 額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼ していないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 関連会社の名称 6社

(株)情報技術

(株)育報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウエイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)

上記の関連会社6社については、当連結会計年度中に株式取得により持分比率が増加したため、当連結会計年度末より持分法適用の関連会社に含めております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

8 社

連結子会社の名称

阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ 阪神高速技研㈱ ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス

なお、阪神高速技研㈱については、平成21年4月1日付で、㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。

また、㈱コーベックスについては、平成22年3月1日 付で㈱高速道路開発と合併したため、合併期日までの 損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結して おります。

(2) 主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 関連会社の名称 6 社

(株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウエイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株) 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

(主要な会社名)

非連結子会社 ㈱サナウィン

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手 続き中のため、持分法の対象から除いても連結財務諸 表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名 称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と 一致しております。 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ 時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に 用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した 価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した 費用として区分された費用の額及び除却工事費用 等資産の取得に要した費用の額を加えた額として おります。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金 の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生し たものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

同左

② デリバティブ

同左

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に 用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した 価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した 費用として区分された費用の額及び除却工事費用 等資産の取得に要した費用の額を加えた額として おります。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 平成21年3月31日) 至

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(会計方針の変更)

従来、主として個別法による原価法を採用してお りましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価 に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18 年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主と して個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採 用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平 成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除 く) は定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

5~60年

機械装置及び運搬具 5~17年

その他

5~10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産につい ては、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数 によっております。

(追加情報)

機械装置については、平成20年度の税制改正を契 機に耐用年数を見直したことにより、当連結会計年 度より耐用年数を変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間 (5年) に基づいており ます。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平 成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除 く) は定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

5~60年

機械装置及び運搬具 5~17年 その他

5~10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産につい ては、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数 によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

③ リース資産

同左

(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費

同左

前連結会計年度 平成20年4月1日

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、回 収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売 実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した 発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理 することとしており、数理計算上の差異は、その発生 時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ 発生年度の翌期から費用処理することとしておりま す。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を 退職給付債務とする方法)を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職 慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しておりま す。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

同左

② 賞与引当金

同左

③ 回数券払戻引当金

同左

④ 退職給付引当金

同左

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調 整前当期純利益に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債 務の差額の未処理残高はありません。

⑤ 役員退職慰労引当金

同左

⑥ ETCマイレージサービス引当金

同左

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 ② 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。	(5) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の 確実性が認められる工事については工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他 の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第 15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において 当連結会計年度末までの進捗部分について規果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の 進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業 利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それ ぞれ200百万円増加しております。 これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業 利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それ ぞれ200百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に 記載しております。 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式に よっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。 6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	同左 6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものについてはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可 能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、 従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって おりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関す る会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日 (企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改 正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に 係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。	

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(連結貸借対照表)	
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	
等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内	
閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年	
度において、「その他たな卸資産」として掲記されてい	
たものは、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」と	
して掲記しております。なお、前連結会計年度の「その	
他たな卸資産」は、149百万円であります。	
(連結損益計算書)	
前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて	
表示しておりました「保険解約返戻金」は、当連結会計	
年度において、営業外収益の100分の10を超えたため区	
分掲記しております。	
なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は、49百	
万円であります。	
(連結キャッシュ・フロー計算書)	
前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資	
産売却益」(当連結会計年度は△162百万円)及び「固	
定資産売却損」(当連結会計年度は0百万円)は、ED	
INETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可	
能性を向上するため、当連結会計年度より「固定資産売	
却損益(△は益)」として表示しております。	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のと おりであります。

投資有価証券 (株式)

22百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の 総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000 百万円)の一般担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保 有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行って おります。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

624,100百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕 又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した 債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構に引き渡した額のうち、以下の金額については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

18,265百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が 2,142百万円減少しております。

※4 企業結合に係る特定勘定

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高117百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。

当連結会計年度 (平成22年3月31日)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券 (株式)

73百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の 総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500 百万円)の一般担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保 有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行って おります。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有·債務返済機構

597,630百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕 又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した 債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構に引き渡した額のうち、以下の金額については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

16,107百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が 7,005百万円減少しております。

※4 企業結合に係る特定勘定

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高76百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。

	前連結会計牛 度
(自	平成20年4月1日
至	平成21年3月31日)

当連結会計年度 平成21年4月1日 (自 至 平成22年3月31日)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額 | ※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額 は次のとおりであります。

役員報酬 327百万円 役員退職慰労引当金繰入額

20百万円 給与手当 1,360百万円 賞与引当金繰入額 146百万円 退職給付費用 153百万円 減価償却費 565百万円

地代家賃 288百万円 租税公課 288百万円

入額

計

利用促進費 695百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 十地 162百万円 ソフトウエア 0百万円

ETCマイレージサービス引当金繰

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 0百万円 0百万円

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。 建物及び構築物 48百万円 その他 (工具、器具及び備品) 5百万円

> ソフトウエア 2百万円 その他 (無形固定資産) 0百万円 56百万円

※5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資 産グループについて減損損失を計上しました。

是 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
用途	種類	場所	計上額
	建物及 び構築 物	神戸市中央区 ほか	88百万円
休憩所施設	その他 (工具、 器具及 び備品)		2百万円
	建設仮 勘定		189百万円
(合計	 		280百万円

は次のとおりであります。

役員報酬 347百万円 役員退職慰労引当金繰入額 26百万円 給与手当 1,348百万円 賞与引当金繰入額 128百万円 退職給付費用 189百万円 減価償却費 541百万円 地代家賃 295百万円 租税公課 274百万円 ETCマイレージサービス引当金繰 685百万円

入額

1.496百万円

162百万円

利用促進費 1,191百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

十地 1百万円 計 1百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

土地 104百万円 計 104百万円

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物 46百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び備品) 2百万円 その他 (無形固定資産) 0百万円 49百万円

※5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資 産グループについて減損損失を計上しました。

上が が にが に関係例が に に ここ ここに 。			
用途	種類	場所	計上額
	建物及 び構築 物		132百万円
休憩所施設	その他 (工具、 器具及 び備品)	大阪市西淀川区ほか	5百万円
	建設仮 勘定		106百万円
遊休不動産	土地	堺市堺区	7百万円
(合計	 		250百万円

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩 所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来 キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使 用価値は零と評価しております。

(資産のグルーピング)

同左

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩 所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来 キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使 用価値は零と評価しております。

遊休不動産

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、 正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて 評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	_	_	20,000
合計	20, 000	_	_	20, 000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	_	_	20,000
合計	20,000	_	_	20,000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

前連結会計年度 平成20年4月1日 (自 至 平成21年3月31日)

当連結会計年度 平成21年4月1日 (自 至 平成22年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係

(平成21年3月31日現在)

現金及び預金勘定

29,890百万円

取得日から3ヶ月以内に償還され

現金及び預金勘定 取得日から3ヶ月以内に償還され

11,694百万円

(平成22年3月31日現在)

100百万円

る短期投資(有価証券勘定) 預入期間が3ヶ月を超える定期預

金等 現金及び現金同等物 △221百万円

29,768百万円

△111百万円

26,400百万円

預入期間が3ヶ月を超える定期預

掲記されている科目の金額との関係

る短期投資(有価証券勘定)

金等

現金及び現金同等物

37,983百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の 資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに㈱エイチエイチエスを連結 したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並び に株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関 係は以下のとおりであります。

流動資産 448百万円 固定資産 989百万円

流動負債 △159百万円 固定負債 △28百万円

負ののれん △345百万円

少数株主持分 △892百万円 上記連結子会社株式の既取得価額 △4百万円

株式の取得価額 7百万円

現金及び現金同等物 △50百万円

差引:㈱エイチエイチエス 42百万円

株式取得による収入

株式の取得により新たに㈱高速道路開発を連結した ことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株 式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は 以下のとおりであります。

流動資産 491百万円 固定資産 992百万円 流動負債 △360百万円 固定負債 △31百万円 負ののれん △325百万円 少数株主持分 △759百万円

株式の取得価額 6百万円

現金及び現金同等物 △283百万円 差引: ㈱高速道路開発 276百万円

株式取得による収入

2

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 株式の取得により新たに㈱コーベックスを連結した ことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株 式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は 以下のとおりであります。 流動資産 624百万円 固定資産 298百万円 流動負債 △139百万円 固定負債 △2百万円 負ののれん △298百万円 少数株主持分 △476百万円 上記連結子会社株式の既取得価額 △1百万円 株式の取得価額 5百万円 現金及び現金同等物 △419百万円 差引:㈱コーベックス 414百万円 株式取得による収入 株式の取得により新たに㈱ハイウェイ技研を連結し たことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに 株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係 は以下のとおりであります。 流動資産 479百万円 固定資産 70百万円 流動負債 △96百万円 固定負債 △141百万円 負ののれん △171百万円 少数株主持分 △138百万円 株式の取得価額 2百万円 現金及び現金同等物 △333百万円 差引:(株)ハイウェイ技研 331百万円 株式取得による収入 ※3 事業の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱が㈱ 高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド 及び㈱グローウェイからの事業譲受により増加した資 産及び負債は以下のとおりであります。 固定資産 6百万円 資産合計 6百万円 当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱が㈱ コーベックス及び㈱サナウィンからの事業譲受により 増加した資産及び負債は以下のとおりであります。 固定資産 6百万円 資産合計 6百万円

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社の連結子会社である㈱高速道路開発が㈱ベイフレンドからの事業譲受により増加した資産及び負債は以下のとおりであります。

流動資産250百万円固定資産9百万円資産合計259百万円

※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の 増減額△7,347百万円には、独立行政法人日本高速道 路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな 卸資産の額36,875百万円が含まれ、また、財務活動に よるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支 出 △41,431百万円には、同項の規定により独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引 受の額38,820百万円が含まれております。

※4 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の 増減額△36,825百万円には、独立行政法人日本高速道 路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな 卸資産の額7,018百万円が含まれ、また、財務活動に よるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支 出△10,682百万円には、同項の規定により独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受 の額7,005百万円が含まれております。 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業 における駐車場設備(構築物)及び事務用機器でありま す。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

「4. 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却 資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	48	15	33
その他 (工具、器具及 び備品)	140	68	71
ソフトウエア	26	16	9
合計	215	100	115

② 未経過リース料期末残高相当額

合計	†	122百万円
1年	習	79百万円
1年	以内	43百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料52百万円減価償却費相当額43百万円支払利息相当額9百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は利息法によっております。

- 1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- (1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

同左

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	40	15	24
その他 (工具、器具及 び備品)	115	71	43
ソフトウエア	26	23	3
合計	182	110	71

② 未経過リース料期末残高相当額

合計	76百万円
1年超	43百万円
1年以内	32百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料49百万円減価償却費相当額41百万円支払利息相当額6百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

同左

利息相当額の算定方法

同左

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 2. オペレーティング・リース取引 2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 に係る未経過リース料 ① 道路資産の未経過リース料 ① 道路資産の未経過リース料 1年以内 133,676百万円 1年以内 139,125百万円 1年超 8,369,619百万円 1年超 8,244,773百万円 合計 8,503,295百万円 合計 8,383,898百万円 (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場 同左 (注) 1. 合があります。当社及び独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おおむね5年ごとに検討 を加え、必要がある場合には、相互にその変更 を申し出ることができるとされております。た だし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政 法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条 に規定する基準に適合しなくなった場合等、業 務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ず るおそれがある場合には、上記の年限に関わら ず、相互にその変更を申し出ることができると されております。 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料 2. 同左 金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額 を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当 該超過額 (実績料金収入-加算基準額) が加算 されることとなっております。また、実績料金 収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動

② 道路資産以外の未経過リース料 ② 道路資産以外の未経過リース料

率に相当する金額を減じた金額(減算基準額) に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実 績料金収入)が減算されることとなっておりま

す。

1年以内29百万円1年以内33百万円1年超145百万円1年超134百万円合計174百万円合計167百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に 関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要 な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運 用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

主として営業債権である未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

なお、一部の連結子会社が、運用収益の確保を目的として、株式、債券及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)等を保有しており、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクに晒されております。

一部の連結子会社が保有する有価証券及び投資有価証券については、当該連結子会社の社内規程に基づき、取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しているほか、連結子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えております。なお、仕組債については、信用リスクを軽減するため、契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

主として営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期目であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路 整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する ときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされ ております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限にとどめるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。これらは全て変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

営業債務、長期借入金、道路建設関係借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されおりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

なる、時間で10遅りることが1	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,694	11, 694	_
(2) 未収入金	25, 786	25, 786	_
(3) 未収還付法人税等	7	7	_
(4) 未収消費税等	488	488	_
(5) 有価証券及び投資有価証券	28, 018	28, 018	_
資産計	65, 994	65, 994	_
(1) 未払金	21, 747	21, 747	_
(2) 短期借入金	6, 150	6, 150	_
(3) 1年以内返済予定長期借入金	29, 598	29, 661	62
(4) 未払法人税等	2, 170	2, 170	_
(5) 未払消費税等	104	104	_
(6) 道路建設関係社債	95, 289	97, 347	2, 057
(7) 道路建設関係長期借入金	83, 066	83, 066	_
(8) 長期借入金	5, 866	5, 866	_
負債計	243, 993	246, 114	2, 120

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<u>資</u>産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収還付法人税等及び(4) 未収消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 未払金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年以内返済予定長期借入金、(7) 道路建設関係長期借入金及び(8) 長期借入金 これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	83

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
現金及び預金	11, 346	_	_	_
未収入金	25, 786	_	_	_
未収還付法人税等	7	_	_	_
未収消費税等	488	_	_	_
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの (1)債券				
①国債・地方債等	750	_	_	_
②社債	_	200	_	_
③その他	83	76	_	376
(2) その他	26, 300	_	_	_
合計	64, 761	276	_	376

(注) 4. 道路建設関係社債、道路建設関係長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	6, 150	_	_	_
1年以内返済予定長期借入金	29, 598	_	_	_
道路建設関係社債	_	55, 000	40, 500	_
道路建設関係長期借入金	_	72, 466	10, 600	_
長期借入金	_	4, 266	1,600	_
合計	35, 748	131, 732	52, 700	_

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	25	37	11
	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額が	①国債・地方債等	750	753	2
取得原価を超えるもの	②社債	200	206	6
	③その他	136	149	13
	小計	1, 112	1, 146	33
	(1) 株式	55	50	△ 5
\+\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	438	405	△ 33
	(3) その他	15	15	0
	小計	509	470	△ 38
合言	-	1, 622	1, 617	△5

⁽注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損54百万円及びデリバティブ評価損153百万円を計上しております。また、債券には、複合金融商品が含まれております。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
102	0	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	連結貸借対照表計上額(百万円)	
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	100	
MMF	100	
非上場株式	20	
슴콹	220	

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券				
①国債・地方債等	_	753	_	_
②社債	_	206	_	_
③その他	_	122	_	432
(2) その他	100	_	_	_
合計	100	1, 081	-	432

当連結会計年度(平成22年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 株式	68	44	24
	(2) 債券			
*本外代#***********************************	①国債・地方債等	752	750	1
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	②社債	205	200	5
4X 10 // 1 m 2 / 2 / 2 / 2 / 3 / 3 / 3	③その他	281	239	42
	(3) その他	20	15	5
	小計	1, 329	1, 249	79
	(1) 株式	34	37	△ 2
	(2) 債券			
\±\4\4\4\4\4\100\±\1\6\100	①国債・地方債等	_	_	_
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	②社債	_	_	_
	③その他	254	280	△ 25
	(3) その他	26, 400	26, 400	_
	小計	26, 689	26, 717	△ 28
合言	승카		27, 967	50

⁽注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 10百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	_	9
(2) 債券			
①国債・地方債等	_	_	_
②社債	40	_	0
③その他	43	4	1
(3) その他	_	_	_
小計	84	4	10

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の債券について10百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、 $30\sim50\%$ 程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- 1. 取引の状況に関する事項
 - ①取引の内容

一部の連結子会社が、デリバティブが組み込まれた複合金融商品(仕組債)を保有しております。

②取引に関する取組方針

仕組債は、子会社の内部規程に基づき取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しております。

③取引の利用目的

仕組債は、運用収益の確保を目的としております。

④取引に係るリスクの内容

仕組債は、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクを有しておりますが、仕組債の契約先を信用度の高い金融機関に限定しております。

⑤取引に係るリスク管理体制

仕組債のリスクの管理は、子会社の経理担当部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を踏まえ 取締役会において定期的に運用状況を報告するなど、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えており ます

2. 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	594	594	432	△ 161
合		594	594	432	△ 161

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 - 2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
 - 3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時 価評価しております。
 - 4. 契約額等については、当該複合金融商品の期首帳簿価額を表示しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	485	397	411	△ 74
合		485	397	411	△ 74

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 - 2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
 - 3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時 価評価しております。
 - 4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、また連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度もしくは、適格退職年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△25,712	$\triangle 26,735$
口. 年金資産	5, 686	6, 674
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△20, 026	△20, 060
ニ. 未認識数理計算上の差異	2, 603	2, 267
ホ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△17, 423	△17, 793
へ. 前払年金費用	_	_
ト. 退職給付引当金 (ホーヘ)	$\triangle 17,423$	△17, 793

⁽注) 連結子会社は退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用(注1)(注2)	1,003	891
口. 利息費用	476	498
ハ. 期待運用収益	△277	△162
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle 43$	246
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	_	_
へ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1, 158	1, 474

⁽注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

^{2.} 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
口. 割引率	2.0%	2.0%
ハ. 期待運用収益率	4.0%	3.0%
ニ. 数理計算上の差異の費用処理年数	10年	10年
	(各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)	(各連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数による定額法により按分し た額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとしており ます。)
ホ. 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理	一括費用処理

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

前連結会計年度 (平成21年3月31日)			当連結会計年度 (平成22年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			
	内訳		内訳			
	繰延税金資産		繰延税金資産			
	退職給付引当金 7,080百万		退職給付引当金 7,231百万円			
	回数券払戻引当金	278百万円	回数券払戻引当金 171百万円			
	賞与引当金	507百万円	賞与引当金 496百万円			
	未払事業税	152百万円	未払事業税 210百万円			
	ETCマイレージサービス引当	313百万円	ETCマイレージサービス引当 278百万円			
	金		金			
	未払工事費用	248百万円	未払工事費用 231百万円			
	固定資産減損損失	608百万円	固定資産減損損失 667百万円			
	投資有価証券評価損	115百万円	投資有価証券評価損 92百万円			
	負ののれん	136百万円	負ののれん 105百万円			
	繰越欠損金	241百万円	前受金 250百万円			
	その他	343百万円	繰越欠損金 249百万円			
	繰延税金資産小計	10,026百万円	その他 295百万円			
	評価性引当額	△9,507百万円	繰延税金資産小計 10,280百万円			
	繰延税金資産合計	518百万円	評価性引当額 △9,539百万円			
	繰延税金負債		繰延税金資産合計 740百万円			
	固定資産圧縮特別勘定	△108百万円	繰延税金負債			
	その他	△17百万円	固定資産圧縮積立金 △107百万円			
	繰延税金負債合計	△125百万円	その他 <u>△9百万円</u>			
	繰延税金資産の純額	393百万円	繰延税金負債合計 △117百万円			
			繰延税金資産の純額 622百万円			
	繰延税金資産の純額は、連結貸借対 に含まれております。	照表の以下の項目	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目 に含まれております。			
	流動資産-繰延税金資産	286百万円	流動資産-繰延税金資産 411百万円			
	固定資産-繰延税金資産	218百万円	固定資産一繰延税金資産 318百万円			
	固定負債一繰延税金負債	△111百万円	固定負債一繰延税金負債 △107百万円			
2.	法定実効税率と税効果会計適用後の		│ │ 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率			
	との間に重要な差異があるときの、		との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因と			
	なった主な項目別の内訳		なった主な項目別の内訳			
	法定実効税率	40.64%	法定実効税率 40.63%			
	(調整)		(調整)			
	交際費等永久差異	0.40%	交際費等永久差異 0.49%			
	住民税均等割	0.45%	住民税均等割 0.48%			
	評価性引当額	△8. 49%	評価性引当額 0.62%			
	法人税特別控除等	△0.09%	法人税特別控除等 △0.31%			
	負ののれん償却額	$\triangle 1.51\%$	持分法適用投資損益 △0.44%			
	その他	0. 28%	負ののれん償却額 △2.07%			
	税効果会計適用後の法人税等の負担	率 31.68%	その他 0.29%			
			税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.69%			

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 阪神高速トール大阪㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱は、平成20年4月1日付で、㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイ
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った王な埋用	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業 務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合(/) 法的形式	(株高速道路開発、㈱エイチエイチエス、㈱ベイフレンド及び㈱グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪㈱に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及 び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第 10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 阪神高速トール神戸㈱の事業の譲受

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸㈱は、平成20年4月1日付で、㈱コーベックス及び㈱サナウィンより、高速道路の料金収受業務に係る事業譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱コーベックス及び㈱サナウィン
取得した事業の内容	高速道路の料金収受業務
企業結合を行った主か理由	阪神高速道路の料金収受業務にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業 務品質の向上を推進するため
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	㈱コーベックス及び㈱サナウィンから当社連結子会社である阪神高速トール神戸㈱ に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸㈱

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

3 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱エイチエイチエスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月4日付、平成20年4月22日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱エイチエイチエスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼ すこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

	——————————————————————————————————————					
相手企業の名称	㈱エイチエイチエス					
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業					
トライン 大学 は は は できます は は できます は ままま は まままま は まままま は ままままま は ままままま は まままままま						
企業結合日	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月4日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月22日					
企業結合の法的形式	株式取得					
結合後企業の名称	㈱エイチエイチエス					

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱現金5百万円阪神高速トール神戸㈱現金2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 345百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

(5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。

- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
- 4 阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発株式の取得 当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱高速道路 開発の発行済株式の一部を平成20年4月1日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱高速道路開発は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱高速道路開発		
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業		
取引の目的	概高速道路開発を連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため		
企業結合日	平成20年4月1日		
企業結合の法的形式	株式取得		
結合後企業の名称	㈱高速道路開発		

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及 び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第 10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速サービス㈱現金2百万円阪神高速トール大阪㈱現金2百万円阪神高速トール神戸㈱現金2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 325百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。
- 5 阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱コーベックス株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱が、㈱コーベックスの発行済株式の一部をそれぞれ平成20年4月1日付、平成20年4月10日付及び平成20年4月30日付で取得しております。

なお、当該取得により、従来、非連結子会社であった㈱コーベックスは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼすこととなったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

(=/ =//,				
相手企業の名称	㈱コーベックス			
相手企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業			
取引の目的	㈱コーベックスを連結子会社化し、高速道路の料金収受業務の一層の効率化を推進 し、当社グループの企業価値の向上を図るため			
企業結合 F	阪神高速トール大阪㈱による株式取得 平成20年4月1日 阪神高速トール神戸㈱による株式取得 平成20年4月10日及び平成20年4月30日			
企業結合の法的形式	株式取得			
結合後企業の名称	㈱コーベックス			

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及 び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第 10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

阪神高速トール大阪㈱現金2百万円阪神高速トール神戸㈱現金2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

負ののれんの金額 298百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。 償却方法及び期間 5年間で均等償却しております。

- (5) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針 該当事項はありません。
- (6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。

6 ㈱高速道路開発の事業の譲受

㈱高速道路開発は、平成20年5月1日付で、㈱ベイフレンドより旅行事業の譲受を実施しております。

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称	㈱ベイフレンド				
取得した事業の内容	国内旅行商品及び海外旅行商品の販売				
企業結合を行った主が理由	㈱ベイフレンドの解散に伴い、同社の旅行事業を譲り受けることにより、今後の業 績の拡大と当社グループの企業価値の向上を図るため				
企業結合日	平成20年5月1日				
企業結合の法的形式	㈱ベイフレンドから当社連結子会社である㈱高速道路開発に対する事業譲渡				
結合後企業の名称	㈱高速道路開発				

(2) 実施した会計処理の概要

本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

7 阪神高速技術㈱による㈱ハイウェイ技研株式の取得

当社の連結子会社である阪神高速技術㈱が、㈱ハイウェイ技研の発行済株式の一部を平成20年7月2日付で取得しております。

また、同社は、平成21年2月に自己株式を取得したことにより、当社グループの持分比率が高まったため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

(1) = (1)				
相手企業の名称	㈱ハイウェイ技研			
取得した事業の内容	高速道路の維持修繕業務に関する調査・設計等			
対別の目的				
企業結合日	平成20年7月2日			
企業結合の法的形式	株式取得			
結合後企業の名称	(株)ハイウェイ技研 (注)			
取得した議決権比率	14. 1%			

- (注) 平成21年4月1日に商号を阪神高速技研㈱に変更しております。
- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末をみなし取得日としているため、連結財務諸表には被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 取得企業の取得原価及びその内訳

現金

2百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

本株式取得等による支配権獲得により、次のとおり負ののれんが発生しております。

負ののれんの金額

171百万円

発生原因

子会社株式の取得原価が取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を下回ったため。

償却方法及び期間

5年間で均等償却することとしております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳 本株式取得等により、受け入れた資産及び引き受けた負債は次のとおりであります。

①資産の額

流動資産		479百万円
固定資産		70百万円
合計		550百万円
②負債の額		
流動負債		96百万円
固定負債	(負ののれんを含む)	313百万円
合計	_	409百万円

(6) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす概算 額

 売上高
 315百万円

 営業利益
 △26百万円

 経常利益
 △23百万円

 税金等調整前当期純利益
 24百万円

 当期純利益
 24百万円

(概算額の算定方法)

上記の概算額は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の被取得企業の損益計算書の金額によっております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	213, 467	7, 408	1, 543	222, 419	_	222, 419
(2) セグメント間の内部売上高	_	_	2	2	$\triangle 2$	_
計	213, 467	7, 408	1, 546	222, 421	△2	222, 419
営業費用	210, 126	7, 630	969	218, 726	△2	218, 724
営業利益又は営業損失(△)	3, 340	△221	576	3, 695	_	3, 695
Ⅲ. 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出						
資産	220, 585	11, 475	1, 893	233, 954	38, 420	272, 374
減価償却費	4, 997	_	109	5, 106	1,073	6, 179
減損損失	_	_	280	280	_	280
資本的支出	7, 635	_	446	8, 082	659	8,742

- (注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。
 - 2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容			
高速道路事業	高速道路事業 高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等			
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等			
その他の事業 休憩所等の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等				

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は、38,420百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	166, 673	9, 379	2, 180	178, 233	_	178, 233
(2) セグメント間の内部売上高	_	_	9	9	△9	_
≅ 	166, 673	9, 379	2, 190	178, 243	△9	178, 233
営業費用	162, 826	9, 308	1,730	173, 865	△9	173, 855
営業利益	3, 846	71	459	4, 377	_	4, 377
II. 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出						
資産	254, 689	15, 659	2, 105	272, 454	44, 757	317, 211
減価償却費	5, 881	_	170	6,051	1, 113	7, 165
減損損失	_	_	243	243	7	250
資本的支出	5, 660	_	439	6, 099	928	7, 027

- (注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。
 - 2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩所等の運営、駐車場施設の運営、道路管理代行事業等

- 3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産は、44,757百万円であり、その主なものは各事業共用の固定資産、当社の余剰運用資金等であります。
- 4. 会計方針の変更

(工事契約に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 4.(5)に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、「受託事業」については、従来の方法によった場合に比べて、売上高は8,595百万円増加し、営業利益は200百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)				
						高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路料金収 入の減収補填金 の受入	5, 221	高速道路 事業営業 未収入金	5, 221				
主要株主(会社等)	国土交通省(国土交通	東京都千代田区	_	国土交通行政	18 144	世父理 直接	高速道路	土地の売却 (※1)	1, 356	未収入金	1, 342			
	大臣)			50.0			30.0	00.0	30.0	50.0	50.0	建設、改築事業等に関する分担金の	受託業務収入	6, 944
						支払い等	受託事業による 前受金の受入	4, 618	受託業務 前受金	10, 317				

- (注)※1. 当該取引により、固定資産売却益54百万円が計上されております。
 - 2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 - 3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
	道路	道路資産	道路資産賃借料 1186	131, 399	高速道路 事業営業 未払金	12, 297							
						の賃借	の支払 (※1、2)	151, 599	高速道路 事業営業 未収入金	9, 605			
主要株主				高速道路			道路資産 引渡	道路資産 引 と債務の	完成道路資産の	36, 875	高速道路 事業営業 未収入金	191	
(会社等) が議決権の 過半数を自	独立行政法 人日本高速 道路保有・	東京都港	4, 855, 290	に係る道 路資産の 保有及び	なし	と債務の			と債務の	と債務の	50,015	高速道路 事業営業 未払金	147
己の計算に おいて所有 している会 社等	債務返済機 構	区	1, 000, 230	貸付け、 承継債務 等の返済 等	承継債務 等の返済	等の返済		「け、 」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		道路建設関係債 務の引渡 (※3)	38, 820	_	-
14								借入金の	債務保証 (※3、4)	642, 365	_	_	
										連帯債務	当社借入金に対 する被債務保証 (※5)	5, 222	_
						資金の借 入	道路建設関係借 入金の借入 (※6)	18, 800	道路建設 関係長期 借入金	64, 661			

- (注)※1.独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
 - ※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」 に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定を平成21年3月31 日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これにより損益に与える影響はありません。

- ※3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕また は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に 引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、 保証料は受け取っておりません。
- ※4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
- ※5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金 (国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受 けております。なお、保証料の支払いはありません。
- ※6. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
 - 7. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	国土交通省				(被所有)	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路料金収 入の減収補填金 の受入	4, 636	高速道路 事業営業 未収入金	4, 636
主要株主(会社等)	(国土交通 大臣)	東京都千代田区	_	国土交通 行政	直接 50.0	高速道路 建設、改 築事業等	受託業務収入	1, 461	_	_
						に関する 分担金の 支払い等	受託事業による 前受金の受入	4, 830	受託業務 前受金	13, 944

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 - 2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
							道路資産賃借料 の支払	113, 711	高速道路 事業営業 未払金	11, 136			
						の賃借	の賃借 (※1)	113, 711	高速道路 事業営業 未収入金	6, 202			
		完成道路資産の	7, 018	高速道路 事業営業 未収入金	555								
主要株主 (会社等)	独立行政法	高速道路と債務の日本の	道路資産 と債務の 引渡	と債務の	7,010	高速道路 事業営業 未払金	30						
が議決権の 過半数を自 己の計算に おいて所有	人日本高速 道路保有・ 債務返済機	東京都港区	4, 983, 550	路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務	有及び 付け、 継債務 の返済 借入へ 連帯	なし	なし	なし		道路建設関係債 務の引渡 (※2)	7, 005	_	1
している会 社等	構			等の返済等								借入金の	債務保証 (※2、3)
						連帯債務	当社借入金に対 する被債務保証 (※4)	2, 611	_	-			
						資金の借	道路建設関係借		道路建設 関係長期 借入金	60, 415			
							入	入金の借入 (※ 5)	15, 340	1年以内 返済予定 長期借入 金	19, 586		

- (注)※1.独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
 - ※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は 災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引 き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保 証料は受け取っておりません。
 - ※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債 務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
 - ※4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金 (国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受 けております。なお、保証料の支払いはありません。
 - ※5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
 - 6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,471.81円	1株当たり純資産額	1,625.12円
1株当たり当期純利益金額	180.24円	1株当たり当期純利益金額	152.39円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(百万円)	3, 604	3, 047
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_	_
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3, 604	3, 047
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第1回	平成18年 3月31日	6, 307	6, 311	1. 60	有	平成28年 3月31日
阪神高速道路㈱	第1回普通社債	平成19年 3月15日	4, 998	4, 998	1. 44	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第2回	平成19年 3月16日	12, 510	12, 516	1. 70	有	平成29年 3月16日
阪神高速道路㈱	第2回普通社債	平成20年 2月28日	9, 999	9, 999	1. 15	有	平成25年 3月19日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第3回	平成20年 3月19日	10, 425	10, 433	1. 40	有	平成30年 3月19日
阪神高速道路㈱	第3回普通社債	平成21年 2月26日	14, 997	14, 997	1. 15	有	平成25年 12月20日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第4回	平成21年 3月18日	7, 547	7, 552	1. 30	有	平成31年 3月18日
阪神高速道路㈱	第4回普通社債	平成22年 2月19日	_	25,000	0. 678	有	平成26年 12月19日
阪神高速道路㈱	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第5回	平成22年 3月18日	_	3, 479	1.30	有	平成32年 3月18日
合計	_	_	66, 784	95, 289	_	_	_

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
_	_	15,000	15, 000	25, 000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	_	6, 150	0. 20	平成22年4月~ 平成22年12月
1年以内に返済予定の長期借入金	3, 677	29, 598	0. 51	平成22年8月31日~ 平成23年2月28日
1年以内に返済予定のリース債務	51	99	_	_
長期借入金(1年以内に返済予定のもの を除く。)	107, 195	88, 932	0.34	平成23年8月~ 平成29年2月
リース債務(1年以内に返済予定のもの を除く。)	253	445	_	平成23年~ 平成28年
その他有利子負債 長期未払金	476	408	1. 57	平成27年11月
合計	111, 654	125, 634	_	_

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 1年以内に返済予定の長期借入金のうち、25,920百万円は道路建設関係長期借入金であります。このうち、19,586百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
 - 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、83,066百万円は道路建設関係長期借入金であります。このうち、60,415百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利息の借入金であります。
 - 4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は7,005百万円であります。
 - 5. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 - 6. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他の有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10, 451	29, 338	6, 272	30, 670
リース債務	99	99	97	83
長期未払金	68	68	68	68
合計	10, 619	29, 505	6, 437	30, 821

(2) 【その他】

該当事項はありません。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26, 722	8, 506
高速道路事業営業未収入金	27, 129	23, 897
未収入金	2, 644	1, 817
未収消費税等	34	487
有価証券	_	26, 300
仕掛道路資産	145, 594	182, 438
貯蔵品	144	155
受託業務前払金	11, 109	14, 145
前払費用	18	23
繰延税金資産	-	90
その他	579	588
貸倒引当金	△75	
流動資産合計	213, 900	258, 438
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	956	1, 02
減価償却累計額	△148	△189
建物(純額)	808	834
構築物	15, 626	15, 84
減価償却累計額	△2, 658	$\triangle 3,50$
構築物(純額)	12, 967	12, 33
機械及び装置	35, 314	38, 70
減価償却累計額	△10, 001	$\triangle 13,70$
機械及び装置(純額)	25, 312	25,000
車両運搬具	522	55
減価償却累計額	△379	△45
車両運搬具(純額)	142	10
工具、器具及び備品	282	30
減価償却累計額	△187	△21:
工具、器具及び備品(純額)	94	88
建設仮勘定	996	78
有形固定資産合計	40, 321	39, 14
無形固定資産	10, 021	03, 140
ボル回足員座 ソフトウエア	313	24
その他	25	24
無形固定資産合計	338	
高速道路事業固定資産合計	40,660	39, 400

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
有形固定資産		
建物	107	103
減価償却累計額	△94	△91
建物(純額)	12	12
構築物		14
減価償却累計額	$\triangle 3$	$\triangle 4$
構築物(純額)	11	10
車両運搬具		4
減価償却累計額	_	$\triangle 4$
車両運搬具(純額)	_	0
工具、器具及び備品	6	6
減価償却累計額	$\triangle 6$	$\triangle 6$
工具、器具及び備品(純額)	0	0
土地	1, 276	1, 321
建設仮勘定	3	34
有形固定資産合計	1, 304	1, 378
無形固定資産		
ソフトウエア	_	2
無形固定資産合計	_	2
関連事業固定資産合計	1, 304	1, 380
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	3, 407	4, 073
減価償却累計額	△506	△669
建物(純額)	2, 901	3, 404
構築物	59	63
減価償却累計額	△16	△20
構築物(純額)	42	43
車両運搬具	11	11
減価償却累計額	△7	△9
車両運搬具(純額)	3	2
工具、器具及び備品	202	334
減価償却累計額	△41	△71
工具、器具及び備品(純額)	161	262
土地	2, 995	2, 951
建設仮勘定	203	149
有形固定資産合計	6, 309	6, 813
無形固定資産		
ソフトウエア	1, 745	932
その他	0	0
無形固定資産合計	1,746	932
各事業共用固定資産合計	8, 055	7, 746

	(単位:		
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)	
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	858	841	
有形固定資産合計	858	841	
その他の固定資産合計	858	841	
投資その他の資産			
関係会社株式	217	364	
関係会社長期貸付金	_	850	
破産更生債権等	0	_	
長期前払費用	158	231	
その他	521	566	
貸倒引当金	△45	△114	
投資その他の資産合計	852	1, 896	
固定資産合計	51,732	51, 264	
資産合計	*1 265, 632	*1 309, 703	
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	*3 22, 921	*3 19, 367	
短期借入金	_	6,000	
1年以内返済予定長期借入金	3, 677	29, 598	
未払金	851	3, 169	
未払費用	539	613	
未払法人税等	1, 368	1,627	
受託業務前受金	12, 364	14, 213	
前受金	1,012	622	
預り金	984	726	
賞与引当金	796	714	
回数券払戻引当金	684	422	
その他	37	0	
流動負債合計	45, 240	77,076	
固定負債			
道路建設関係社債	*1 66, 784	^{*1} 95, 289	
道路建設関係長期借入金	97, 651	83, 066	
その他の長期借入金	9, 544	5, 866	
繰延税金負債	108	107	
受入保証金	38	38	
退職給付引当金	16, 928	17, 174	
役員退職慰労引当金	36	47	
ETCマイレージサービス引当金	771	685	
その他	476	408	
固定負債合計	192, 339	202, 684	
負債合計	237, 580	279, 761	

		(十四:口/4/17/
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮特別勘定積立金	158	_
固定資産圧縮積立金	_	157
高速道路事業別途積立金	4, 758	7, 791
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	3, 132	1, 990
利益剰余金合計	8, 052	9, 942
純資産合計	28, 052	29, 942
負債・純資産合計	265, 632	309, 703

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成2	業年度 21年4月1日 22年3月31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	170, 373		154, 230
道路資産完成高	36, 875		7, 018
その他の売上高	5, 243		4, 657
営業収益合計	212, 492		165, 906
営業費用			
道路資産賃借料	131, 399		113, 711
道路資産完成原価	36, 875		7, 018
管理費用	40,918		42, 285
営業費用合計	209, 192		163, 015
高速道路事業営業利益	3, 299		2, 890
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	7, 408		9, 379
駐車場事業収入	620		501
休憩所等事業収入	119		78
その他営業事業収入	89		654
営業収益合計	8, 237		10,613
営業費用			
受託業務事業費	7, 632		9, 307
駐車場事業費	212		182
休憩所等事業費	170		104
その他営業事業費	96		685
営業費用合計	8, 111		10, 280
関連事業営業利益	126		333
全事業営業利益	3, 425		3, 224
営業外収益			
受取利息	8		9
有価証券利息	34		21
受取配当金	*1 110		^{*1} 107
違約金収入	69		22
土地物件貸付料	48		44
寄付金収入	305		246
原因者負担収入	10		13
雑収入	28		34
営業外収益合計	615		498

		(平匹・日の11)
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外費用		
支払利息	155	159
偽造ハイウェイカード損失	2	2
寄付金	143	_
雑損失	8	23
営業外費用合計	310	185
経常利益	3, 730	3, 538
特別利益		
固定資産売却益	*2 162	* 2 1
回数券払戻引当金戻入額	838	241
特別利益合計	1,000	242
特別損失		
固定資産売却損	*3 0	^{*3} 104
固定資産除却費	×4 36	^{*4} 36
減損損失	<u>**5 280</u>	^{*5} 250
特別損失合計	316	391
税引前当期純利益	4, 414	3, 389
法人税、住民税及び事業税	1,008	1,533
過年度法人税等	288	56
法人税等調整額		△91
法人税等合計	1, 297	1, 499
当期純利益	3, 117	1,889
	-	

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

	(自 至	前事業年度 平成20年4月 平成21年3月	1日31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月 平成22年3月3	1日31日)
区分	3	金額(百万円)		3	金額(百万円)	
I 高速道路事業営業費用						
1 道路資産賃借料		131, 399			113, 711	
2 道路資産完成原価		36, 875			7, 018	
3 管理費用						
(1) 維持修繕費	13, 153			14, 530		
(2) 管理業務費	25, 146			25, 190		
(3) 一般管理費	2, 617			2, 563		
計		40, 918			42, 285	
高速道路事業営業費用合計			209, 192			163, 015
Ⅱ 関連事業営業費用						
1 受託業務事業費						
(1) 受託事業費	7, 499			9, 151		
(2) 一般管理費	132			156		
計		7, 632			9, 307	
2 駐車場事業費						
(1) 管理業務費	201			176		
(2) 一般管理費	11			6		
計		212			182	
3 休憩所等事業費						
(1) 管理業務費	131			83		
(2) 一般管理費	38			21		
計		170			104	
4 その他営業事業費						
(1) 管理業務費	57			619		
(2) 一般管理費	38			65		
計		96			685	
関連事業営業費用合計			8, 111			10, 280
全事業営業費用合計			217, 304			173, 295

(2) 科目明細書 高速道路事業に係る原価明細書

		(自 至	前事業年度 平成20年4月 平成21年3月	1日 31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月 平成22年3月	1日 31日)
区分	注記 番号	<u> </u>	逾額(百万円)			逾額(百万円)	
I 営業費用							
1. 道路資産賃借料				131, 399			113, 711
2. 道路資產完成原価							
用地費							
土地代		3, 242			_		
労務費		391			_		
外注費		253			_		
経費		2, 825			_		
金利等		194			_		
一般管理費人件費		51			_		
一般管理費経費		54	7, 013		_	_	
建設費							
労務費		1, 547			536		
外注費		25, 853			5, 371		
経費		374			151		
金利等		720			20		
一般管理費人件費		476			210		
一般管理費経費		536	29, 509		212	6, 501	
除却工事費用その他							
労務費		29			82		
外注費		291			346		
経費		9			20		
金利等		1			1		
一般管理費人件費		10			34		
一般管理費経費		11	351	36, 875	31	516	7,018
3. 管理費用							
(1) 維持修繕費							
人件費		583			563		
経費		12, 570	13, 153		13, 966	14, 530	
(2) 管理業務費							
人件費		2, 061			2, 336		
経費		23, 085	25, 146		22, 854	25, 190	
(3) 一般管理費							
人件費		1, 158			1, 091		
経費		1, 459	2, 617	40, 918	1, 471	2, 563	42, 285

			前事業年度 平成20年4月 平成21年3月			当事業年度 平成21年4月 平成22年3月	
区分	注記番号	Ś	全額(百万円)		<u>ਤ</u>	全額(百万円)	
Ⅱ 営業外費用							
1. 支払利息			141			146	
2. 偽造ハイウェイカード損 失			2			2	
3. 寄付金			140			_	
4. 雑損失			8	292		23	171
Ⅲ 特別損失							
1. 固定資産売却損			_			104	
2. 固定資産除却費			13			21	
3. 減損損失			_	13		7	133
高速道路事業営業費用等合計				209, 499			163, 320
IV 法人税、住民税及び事業税			1, 262	1, 262		1, 436	1, 436
高速道路事業総費用合計				210, 761			164, 757

① 受託事業費

			前事業年度 (自 平成20年4月 至 平成21年3月3		当事業年度 (自 平成21年4月: 至 平成22年3月3	
	区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
Ι	労務費		148	2.6	211	1.8
П	経費	※ 2	5, 550	97. 4	11, 723	98.2
	当期総製造費用		5, 699	100.0	11, 934	100.0
	期首受託業務前払金		12, 892		11, 092	
	合計		18, 592		23, 027	
	期末受託業務前払金		11, 092		13, 875	
	受託事業費		7, 499		9, 151	

- (注) 1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。
 - ※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	5, 508	7, 007

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 駐車場事業管理業務費

			前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月 至 平成22年3月3	
	区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I	人件費		14	7. 2	8	4.8
Π	経費	※ 1	186	92.8	167	95. 2
	駐車場事業管理業務費		201	100.0	176	100.0

(注)※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
租税公課	138	164
減価償却費	47	0

③ 休憩所等事業管理業務費

			前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
	区分	注記番号	金額(百万円) 構成比 (%)		金額(百万円)	構成比 (%)	
Ι	人件費		27	20.7	10	12.6	
П	経費	※ 1	104	79. 3	72	87. 4	
	休憩所等事業管理業務費		131	100.0	83	100. 0	

(注)※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)		
業務委託費	44	24		
修繕費	17	19		

④ その他営業事業管理業務費

			前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
	区分	注記番号	金額(百万円) 構成比 (%)		金額(百万円)	構成比 (%)	
I	人件費		45	78.6	113	18. 4	
П	経費	※ 1	12	21.4	505	81.6	
	その他営業事業管理業務費		57	100.0	619	100.0	

(注)※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
修繕費	0	265
業務委託費	2	143

⑤ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)は2,839百万円、当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)は2,813百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)	
給与手当	793	710	
減価償却費	526	501	
調査費	220	291	
租税公課	268	248	
地代家賃	162	168	
退職給付費用	114	153	
賞与引当金繰入額	105	82	
役員退職慰労引当金繰入額	5	5	

(単位:百万円)

	(自 至	前事業年度 平成20年4月1日 平成21年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高		10,000		10,000
当期変動額				
当期変動額合計		_		_
当期末残高		10,000		10,000
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		10,000		10,000
当期変動額				
当期変動額合計		_		_
当期末残高		10,000		10,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
固定資産圧縮特別勘定積立金				
前期末残高		158		158
当期変動額				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		_		△158
当期変動額合計		_		△158
当期末残高		158		_
固定資産圧縮積立金				
前期末残高		_		_
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立		_		158
固定資産圧縮積立金の取崩		_		△1
当期変動額合計		_		157
当期末残高		_		157
高速道路事業別途積立金				
前期末残高		1, 921		4, 758
当期変動額		2, 0=1		2, 100
別途積立金の積立		2, 836		3, 033
当期変動額合計		2, 836		3, 033
当期末残高		4, 758		7, 791
関連事業別途積立金		-,		.,
前期末残高		3		3
当期変動額				
当期変動額合計		_		_
当期末残高		3		3

				(単位:白万円)
	(自 至	前事業年度 平成20年4月1日 平成21年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)
繰越利益剰余金				
前期末残高		2, 851		3, 132
当期変動額				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		_		158
固定資産圧縮積立金の積立		_		△158
固定資産圧縮積立金の取崩		_		1
別途積立金の積立		$\triangle 2,836$		△3, 033
当期純利益		3, 117		1,889
当期変動額合計		280		△1, 142
当期末残高		3, 132		1, 990
利益剰余金合計				
前期末残高		4, 934		8, 052
当期変動額				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		_		_
固定資産圧縮積立金の積立		_		_
固定資産圧縮積立金の取崩		_		_
別途積立金の積立		_		_
当期純利益		3, 117		1,889
当期変動額合計		3, 117		1,889
当期末残高		8, 052		9, 942
株主資本合計				
前期末残高		24, 934		28, 052
当期変動額				
当期純利益		3, 117		1,889
当期変動額合計		3, 117		1,889
当期末残高		28, 052		29, 942
純資産合計				
前期末残高		24, 934		28, 052
当期変動額				
当期純利益		3, 117		1,889
当期変動額合計		3, 117		1,889
当期末残高		28, 052		29, 942

【重要な会計方針】 前事業年度 当事業年度 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 (自 平成21年3月31日) 平成22年3月31日) 1 有価証券の評価基準及び評価方法 1 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく 同左 簿価切下げの方法)によっております。 (1) 仕掛道路資産 (1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 同左 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地 取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労 務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区 分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要 した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利 息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは 建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 (2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。 主として個別法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、主として個別法による原価法を採用しており ましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する (企業会計基準第9号 平成18年7月5 会計基準」 日公表分) が適用されたことに伴い、主として個別法 による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げ方法により算定)を採用しております。 これにより損益に与える影響はありません。 3 固定資産の減価償却方法 3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 5~60年 構築物 構築物 5~60年 機械及び装置 5~17年 機械及び装置 5~17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産について また、阪神高速道路公団から承継した資産について は、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によ は、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によ っております。 っております。 (追加情報) 機械及び装置については、平成20年度の税制改正を 契機に耐用年数を見直したことにより、当事業年度よ り耐用年数を変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 同左 なお、ソフトウエア (自社利用分) については、社

内における利用可能期間 (5年) に基づいておりま

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 繰延資産の処理方法	4 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費	同左
支出時に全額費用処理しております。	
5 引当金の計上基準	5 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に	同左
ついては貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の	
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能	
見込額を計上しております。	
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、	同左
支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しており	
ます。	
(3) 回数券払戻引当金	(3) 回数券払戻引当金
回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実	同左
績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生	
見込額を計上しております。	
(4) 退職給付引当金	(4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末にお	同左
ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上	
しております。	
なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理	
することとしており、数理計算上の差異は、その発生	
時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年	
数(10年)による定額法により按分した額を、それぞ	
れ発生年度の翌期から費用処理することとしておりま	
す。	(431401 = 437)
	(会計方針の変更)
	当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の
	一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20 年7月21日) た適用しております
	年7月31日)を適用しております。
	なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期が利益に与える影響はありません。
	期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債
	また、平云計基準の適用に任い完生りる超級和刊信

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰 労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行 料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込 額を計上しております。

務の差額の未処理残高はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

同左

(6) ETCマイレージサービス引当金

同左

<u> </u>	ハキボとや
前事業年度 (自 平成20年4月1日	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
6	6 重要な収益及び費用の計上基準
	完成工事高及び完成工事原価の計上基準
	道路資産完成高
	工事完成基準を適用しております。
	受託業務収入
	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性
	が認められる工事については工事進行基準(工事の進
	排率の見積りは原価比例法)を、その他の工事につい
	ては工事完成基準を適用しております。
	(会計方針の変更)
	受託業務収入の計上基準については、従来、工事完
	成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、
	「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号
	平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準
	の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19
	年12月27日)を適用し、当事業年度の期首に存在する
	工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度
	末までの進捗部分について成果の確実性が認められる
	工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積り
	は原価比例法)を、その他の工事については工事完成
	基準を適用しております。
	これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業
	利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ
	200百万円増加しております。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
① 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によ	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によ
っております。	っております。
② 収益及び費用の計上基準	
完成工事高の計上基準	
道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事	
完成基準を適用しております。	

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、	
従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって	
おりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会	
計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企	
業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及	
び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会	
計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会	
計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改	
正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る	
方法に準じた会計処理によっております。	
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう	
ち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース	
取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた	
会計処理によっております。	
これにより損益に与える影響はありません。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産 を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万 円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保 有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行って おります。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定 により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保 有している債券を除く。)に係る債務については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

624,100百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕 又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した 債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構に引き渡した額のうち、以下の金額については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

18,265百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が 2,142百万円減少しております。

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

流動負債	
高速道路事業営業未払金	3,965百万円

当事業年度 (平成22年3月31日)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産 を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万 円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保 有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行って おります。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定 により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済 機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保 有している債券を除く。)に係る債務については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

597,630百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕 又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した 債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構に引き渡した額のうち、以下の金額については、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連 帯して債務を負っております。
 - (独) 日本高速道路保有・債務返済機構

16,107百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係長期借入金が 7,005百万円減少しております。

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記された もののほか次のものがあります。

流動負債	
高速道路事業営業未払金	4,129百万円

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。

受取配当金

110百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 土地 162百万円

計 162百万円

※3固定資産売却損の内容は次のとおりであります。構築物0百万円工具、器具及び備品0百万円計0百万円

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。建物 34百万円構築物 1百万円

工具、器具及び備品0百万円計36百万円

※5 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループに ついて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	計上額
	建物		88百万円
休憩所施設	工具、 器具及 び備品	神戸市中央区 ほか	2百万円
	建設仮 勘定		189百万円
(合計)			280百万円

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれます。

受取配当金 107百万円

※2固定資産売却益の内容は次のとおりであります。土地1百万円計1百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。土地 104百万円計 104百万円

※4固定資産除却費の内容は次のとおりであります。建物36百万円構築物0百万円工具、器具及び備品0百万円計36百万円

※5 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	計上額
	建物		131百万円
休憩所施設	構築物	大阪市西淀川区	1百万円
	工具、 器具及 び備品	ほか	5百万円
	建設仮 勘定		106百万円
遊休不動産	土地	堺市堺区	7百万円
(合計)			250百万円

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩 所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来 キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使 用価値は零と評価しております。

(資産のグルーピング)

同左

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩 所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上し ております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。 なお、減損対象となった資産については、いずれも将来 キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使 用価値は零と評価しております。

遊休不動産

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、 正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて 評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額	減価償却	期末残高	
	相当額	累計額相当額	相当額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
各事業共用				
工具、器具及	24	15	9	
び備品				
各事業共用	22	1.4	8	
ソフトウエア	22	14	0	
合計	47	29	17	

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	14百万円
1年超	8百万円
合計	22百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料18百万円減価償却費相当額11百万円支払利息相当額6百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額	減価償却	期末残高
	相当額	累計額相当額	相当額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
各事業共用			
工具、器具及	24	21	3
び備品			
各事業共用	22	19	2
ソフトウエア	22	19	۷
合計	47	41	5

② 未経過リース料期末残高相当額

 1年以内
 8百万円

 1年超

 合計
 8百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料18百万円減価償却費相当額11百万円支払利息相当額3百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法

同左

利息相当額の算定方法

同左

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
2. オペレーティング・リース	取引	2. オ	ペレーティン	⁄グ・リース取引	
オペレーティング・リース	取引のうち解約不能のもの	オ	ペレーティン	/グ・リース取引の	うち解約不能のもの
に係る未経過リース料		に係	《る未経過リー	-ス料	
道路資産の未経過リース料		1	道路資産の未	経過リース料	
1年以内	133,676百万円		1年以内		139,125百万円
1年超	8,369,619百万円		1年超		8,244,773百万円
合計	8,503,295百万円		合計		8, 383, 898百万円
(注) 1. 道路資産の未経過リ	ース料の金額は変動する場	(注)	1.	同左	
合があります。当社及	び独立行政法人日本高速道				
路保有•債務返済機構	は、道路資産の貸付料を含				
む協定について、おお	むね5年ごとに検討を加				
え、必要がある場合に	は、相互にその変更を申し				
出ることができるとさ	れております。ただし、道				
路資産の貸付料を含む	協定が独立行政法人日本高				
速道路保有・債務返済	機構法第17条に規定する基				
準に適合しなくなった	場合等、業務等の適正かつ				
円滑な実施に重大な支	障が生ずるおそれがある場				
合には、上記の年限に	関わらず、相互にその変更				
を申し出ることができ	るとされております。				
2. 道路資産の貸付料は	、実績料金収入が、計画料		2.	同左	
金収入に計画料金収入	の変動率に相当する金額を				
加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超					
過額(実績料金収入-加算基準額)が加算される					
こととなっております	。また、実績料金収入が、				
計画料金収入から計画	料金収入の変動率に相当す				
る金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場				
合、当該不足額(減算	基準額-実績料金収入)が				

(有価証券関係)

減算されることとなっております。

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)		
子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。	社株式364百万円)は、市場価格がなく、時価を把握する		
	ことが極めて困難と認められることから、記載しておりません。		

② 道路資産以外の未経過リース料

0百万円

2百万円

3百万円

1年以内

合計

1年超

	前事業年度 (平成21年3月31日)			当事業年度 (平成22年3月31日)		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別の	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		
	内訳			内訳		
	繰延税金資産			繰延税金資産		
	退職給付引当金	6,879百万円		退職給付引当金	6,978百万円	
	回数券払戻引当金	278百万円		回数券払戻引当金	171百万円	
	賞与引当金	323百万円		賞与引当金	290百万円	
	未払事業税	114百万円		未払事業税	158百万円	
	ETCマイレージサービス引当	313百万円		ETCマイレージサービス引当	278百万円	
	金			金		
	未払工事費用	248百万円		未払工事費用	231百万円	
	固定資産減損損失	587百万円		固定資產減損損失	658百万円	
	その他	224百万円		前受金	250百万円	
	繰延税金資産小計	8,969百万円		その他	166百万円	
	評価性引当額	△8,969百万円		繰延税金資産小計	9, 185百万円	
	繰延税金資産合計	_		評価性引当額	△9,094百万円	
	繰延税金負債			繰延税金資産合計	90百万円	
	固定資産圧縮特別勘定	△108百万円		繰延税金負債		
	繰延税金負債合計	△108百万円		固定資産圧縮積立金	△107百万円	
	繰延税金負債の純額	△108百万円		繰延税金負債合計	△107百万円	
				- 繰延税金負債の純額	△16百万円	
				繰延税金資産の純額は、連結貸借対	照表の以下の項目	
				に含まれております。		
				流動資産-繰延税金資産	90百万円	
				固定負債-繰延税金負債	△107百万円	
2	法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担率	2	法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担率	
	との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因と		との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因と	
	なった主な項目別の内訳			なった主な項目別の内訳		
	法定実効税率	40.64%		法定実効税率	40.63%	
	(調整)			(調整)		
	交際費等永久差異	0.13%		交際費等永久差異	0.65%	
	住民税均等割	0. 41%		住民税均等割	0.58%	
	評価性引当額	\triangle 10.72%		評価性引当額	3. 69%	
	法人税特別控除等	△0.11%		法人税特別控除等	△0. 11%	
	受取配当金益金不算入	△1.00%		受取配当金益金不算入	△1. 27%	
	その他	0.03%		その他	0.06%	
	税効果会計適用後の法人税等の負担	29.38%		税効果会計適用後の法人税等の負担	率 44.23%	
Ц						

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,402.60円	1株当たり純資産額	1,497.10円
1株当たり当期純利益金額	155.86円	1株当たり当期純利益金額	94.50円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(百万円)	3, 117	1, 889
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_	_
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3, 117	1,889
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	1	26, 300
		計	1	26, 300

【有形固定資産等明細表】

区分		直に貨産等明施産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
		建物	956	68	0	1, 024	189	42	834
		構築物	15, 626	257	41	15, 841	3, 506	856	12, 335
	有	機械及び装置	35, 314	※ 1 4,634	※ 2 1,244	38, 705	13, 704	4, 570	25, 000
	有 形 田	車両運搬具	522	34	4	551	450	75	101
高速	固定資産	工具、器具及 び備品	282	22	3	301	212	24	88
速道路事業	産	土地	_	312	312	_	_	_	_
		建設仮勘定	996	※ 1 5, 193	※ 2 5, 401	788	_	_	788
兼		計	53, 698	10, 523	7, 009	57, 212	18, 063	5, 568	39, 148
	無固	ソフトウエア	668	49	_	718	468	113	249
	定資	その他	25	_	24	1	_	_	1
	形産	計	694	49	24	719	468	113	251
		合計	54, 392	10, 573	7, 033	57, 932	18, 532	5, 681	39, 400
		建物	107	131	134 (131)	103	91	0	12
	有	構築物	14	1	1 (1)	14	4	1	10
	有形固定資産 無定資産	車両運搬具	_	4	_	4	4	0	0
		工具、器具及 び備品	6	5	5 (5)	6	6	0	0
関 連 事		土地	1, 276	44	_	1, 321	_	_	1, 321
事業		建設仮勘定	3	197	166 (106)	34	_	_	34
		計	1, 408	385	307 (243)	1, 485	107	1	1, 378
		ソフトウエア	_	2	_	2	0	0	2
		計	_	2	_	2	0	0	2
		合計	1, 408	387	307 (243)	1, 487	107	2	1, 380
		建物	3, 407	685	20	4, 073	669	162	3, 404
		構築物	59	4	-	63	20	3	43
	有 形	車両運搬具	11	_	_	11	9	1	2
/s	固定資産	工具、器具及 び備品	202	144	12	334	71	31	262
各事業共用	産	土地	2, 995	0	44	2, 951	_	_	2, 951
莱共		建設仮勘定	203	919	973	149	_	_	149
用		計	6, 880	1, 754	1, 050	7, 584	770	200	6, 813
	無固	ソフトウエア	4, 535	88	_	4, 624	3, 692	902	932
	定資	その他	0	_	_	0	_	_	0
	形産	計	4, 536	88	_	4, 624	3, 692	902	932
		合計	11, 416	1, 843	1, 050	12, 209	4, 462	1, 102	7, 746
そ固の定	有固 定 資	土地	858	_	17 (7)	841	_	_	841
他資の産	資 形産	計	858	_	17 (7)	841	_	_	841
投資その	他の	長期前払費用	158	116	0	275	44	44	231
資産		計	158	116	0	275	44	44	231

- (注) ※1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。 高速道路事業機械及び装置 ETC精算処理装置等の設置等による増 1,622百万円 高速道路事業建設仮勘定 ETC路側装置改修工事 1,569百万円
 - ※2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。 高速道路事業機械及び装置 ETC料金処理装置の撤去による減 922百万円 高速道路事業建設仮勘定 ETC路側装置改修工事 2,021百万円
 - 3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	121	123	13	107	123
賞与引当金	796	714	707	88	714
回数券払戻引当金	684	_	20	241	422
役員退職慰労引当金	36	11	_	_	47
ETCマイレージサービス引当金	771	685	771	_	685

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 - 2. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、賞与支給予定額の変更による取崩額であります。
 - 3. 回数券払戻引当金の当期減少額(その他)は、見直しによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	146
預金	
普通預金	8, 359
小計	8, 359
合計	8, 506

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	6, 758
国土交通省	4, 636
㈱ジェーシービー	2, 364
三井住友カード㈱	2, 031
三菱UFJニコス(株)	1, 429
その他	6, 677
合計	23, 897

(2) 滞留状況

前期末残高(A)	当期発生高(B)	当期回収高(C)	当期末残高(D)	滞留率 (D/A+B)
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
27, 129	163, 591	166, 823	23, 897	

⁽注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
	土地代	13, 277	581	92	13, 767
	労務費	2, 531	546	34	3, 042
	外注費	1, 165	63	3	1, 225
用地費	経費	24, 691	1, 368	152	25, 908
用地 質	金利等	929	396	11	1, 313
	一般管理費人件費	693	177	9	861
	一般管理費経費	766	169	9	927
	計	44, 055	3, 303	313	47, 045
	材料費	_	_	_	_
	労務費	7, 952	2, 561	619	9, 895
建設費	外注費	74, 826	34, 042	5, 717	103, 151
(除却工事	経費	1, 834	635	171	2, 298
費用その他	金利等	10, 401	950	22	11, 330
を含む)	一般管理費人件費	2, 310	987	244	3, 054
	一般管理費経費	2, 496	957	243	3, 210
	計	99, 822	40, 136	7, 018	132, 940
消費税等		1, 716	1, 307	571	2, 452
	合計	145, 594	44, 747	7, 903	182, 438

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
大阪府道高速 大和川線 (三宝JCT~三宅西)	51, 268
大阪府道高速 大和川線	20
大阪市道高速道路 淀川左岸線(島屋〜海老江JCT)	41, 909
大阪市道高速道路 淀川左岸線 (海老江JCT~豊崎)	640
神戸市道高速道路 神戸山手線南伸部	49, 250
京都市道高速道路 新十条通(山科~十条)	777
京都市道高速道路 油小路線(上鳥羽~洛南連絡道路)	270
京都市道高速道路 油小路線(十条~上鳥羽)	3, 113
守口JCT	1, 798
松原JCT	259
改築 (大阪)	16, 930
改築 (兵庫)	10,800
合計	177, 040

(2) 貯蔵品

内訳	金額(百万円)
建設資材等	78
貯蔵物品	77
合計	155

4 受託業務前払金 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
国土交通省	13, 579	
大阪市	291	
その他	272	
슴計	14, 143	

Ⅱ 固定資産

有形固定資產 48,182百万円

内訳は「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

Ⅲ 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11, 166	
阪神高速技術㈱	3, 081	
清水・奥村建設工事共同企業体	1, 557	
阪神高速技研㈱	576	
阪神電気鉄道㈱	322	
その他	2, 663	
合計	19, 367	

2 1年以内返済予定長期借入金 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19, 586	
財務省	6, 334	
㈱みずほコーポレート銀行	937	
㈱三井住友銀行	936	
㈱りそな銀行	533	
その他	1, 269	
合計	29, 598	

3 受託業務前受金 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
国土交通省	13, 944	
大阪市	266	
西日本高速道路㈱	2	
合計	14, 213	

IV 固定負債

1 道路建設関係社債 95,289百万円 内訳は「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 ⑤連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額(百万円)	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	60, 415	
㈱みずほコーポレート銀行	4, 933	
㈱三菱東京UFJ銀行	3, 802	
㈱三井住友銀行	3, 514	
㈱りそな銀行	2, 125	
その他	8, 277	
合計	83, 066	

3 その他の長期借入金

借入先	金額 (百万円)	
㈱三井住友銀行	1,773	
㈱みずほコーポレート銀行	1,770	
農林中央金庫	840	
㈱りそな銀行	745	
信金中央金庫	737	
슴計	5, 866	

4 退職給付引当金

区分	金額 (百万円)	
未積立退職給付債務	19, 441	
未認識数理計算上の差異	$\triangle 2,267$	
슴計	17, 174	

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	_
取次所	_
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	_
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第4期) (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年6月26日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年7月1日近畿財務局長に提出。

事業年度(第4期)(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 半期報告書

(第5期中) (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年12月25日近畿財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成22年1月27日近畿財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年2月4日近畿財務局長に提出。

平成22年1月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第4回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域(大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。)並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 - 2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
 - 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(平成22年3月31日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額又は売出価額の 総額(百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構重畳 的債務引受条項付)	平成19年3月15日	4, 997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構重畳 的債務引受条項付)	平成20年2月28日	9, 999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構重畳 的債務引受条項付)	平成21年2月26日	14, 997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構重畳 的債務引受条項付)	平成22年2月19日	25, 000	非上場

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西 日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを 「高速道路会社」といいます。) に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係 る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会 社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政 法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

① 名称 独立行政法人日本高速道路保有,債務返済機構

- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監 事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

> また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされ ており、平成22年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定める ところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期 は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金 は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しており

I 資本金 4,855,290百万円 政府出資金 3,644,563百万円

Ⅱ 資本剰余金

1,210,727百万円 846,938百万円

31百万円

日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 損益外減価償却累計額

850,932百万円 △1,964百万円

損益外減損損失累計額

地方公共団体出資金

△2,061百万円

Ⅲ 利益剰余金

1,405,294百万円

純資産合計

7, 107, 523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」 といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基 づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受 けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法 第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監 査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73 号) 第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容
 - (a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことによ り、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関 する事業の円滑な実施を支援すること

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け (b) 業務の範囲
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都 高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の 一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧 に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速 道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に 要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に 要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi)(x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i)機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省 令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月 1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約 等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 修二 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年6月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 修二 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速 道路株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年6月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 修二 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速 道路株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。